

# 平成 2 6 年度 業務実績報告書

平成 2 7 年 6 月

公立大学法人岐阜県立看護大学

## 法人の概要

### 1 法人の現況

#### (1) 法人名

公立大学法人岐阜県立看護大学

#### (2) 所在地

岐阜県羽島市江吉良町3047番地1

#### (3) 設立年月日

平成22年4月1日

#### (4) 役員の状況（平成26年5月1日現在）

理事長 黒江 ゆり子

理事 北山 三津子

理事 服部 律子

理事 佐藤 昭三

理事（非常勤）岡安 賢二

監事 芝 英則

監事 滝 文謙

#### (5) 組織図

別紙のとおり

#### (6) 職員数（平成26年5月1日現在の教員・事務職員数）

教員 51名（学長含む。） 事務職員 26名

### 2 法人の基本的な目標

#### (1) 中期目標の前文

岐阜県立看護大学は、岐阜県民の保健・医療・福祉のニーズに対応するためには看護サービスの質の向上が急務であるとして、平成12年に開設され、看護の基礎を修得した人材の供給、大学院教育による看護実践指導者の育成、現職看護職者の生涯学習支援のための路を拓いてきた。

公立大学法人岐阜県立看護大学は、これまでの実績をさらに発展させ、県民に提供される看護サービスの質の向上に広く貢献できる看護学の研究と有為な人材の育成を図るため、学問の自由を基礎に据えた看護学の高等教育機関として大学を設置し、管理することを目的とする。

前記の目的を達成するため、看護職としての責任を遂行できる人材を育成するとともに、県内の現職看護職者に対しては、大学院教育を中核とした看護学にかかる生涯学習を推進するほか、専門性を高めるための学習の機会を積極的に提供し、その資質の向上に努める。

#### (2) その他法人の特徴として記載すべき事項

本学では、人々の健康と福祉の充実のために貢献できる看護専門職者を育成することを追求している。看護学は、保健師・助産師・看護師等の看護職者が行う業務や諸活動に科学的根拠と理論的体系を与える学問であるが、特に、これらの看護職者が日常行う看護サービスの質の向上と現状の改革を導く実践性の高い研究活動に力点をおき、人材育成を主眼としている。

近年、ケアに関する人々の要望は多様化・複雑化している。これらに対応するためには、単に技術や知識を身につけるだけではなく、豊かな人間性と確実な技術力と倫理的判断力が求められている。これらができる人づくりが、看護学部看護学科と大学院看護学研究科のめざすところである。

本学の研究活動では、県立大学の特色を踏まえて、岐阜県下の看護職とともに、現地に Outreach 共同研究を推進し、看護実践の改善・充実に努めている。看護実践の質を高める活動の輪を広げながら、本学卒業者を含め、看護の実務に就いている職業人の生涯学習の拠点としての役割を担う。岐阜県下の看護サービスの向上から出発した研究・教育活動を通して、国内はもとより、世界のどの地でも通用する看護学の普遍的知見を創出し、実践性・応用性に富む学術の発展を図ろうとしている。

### 3 設置する大学の概要

#### (1) 名称

岐阜県立看護大学

#### (2) 看護学部看護学科の教育理念・目標

##### ア 教育理念

看護学は、保健師、助産師、看護師等、看護職の仕事の専門性を支える学問である。本学は、どのようにしたら人々に質の高い看護サービスが提供できるかを追求する。そのために看護学の立場から責任を持って問題解決に取り組める人材を育成することを目指している。

学士課程では、看護学領域の専門の基礎を教授する。これからの看護専門職には、人々のヘルスケアニーズに対応できる能力や、多様な課題の問題解決に取り組むために自らの専門機能を拡大していく能力、さらには保健・医療・福祉領域の専門職や関係者とケアチームを組んで協働し、各メンバーの役割機能を調整し指導性を発揮できる能力が求められる。学士課程の段階では、その基盤となる総合的な学力と人間性の涵養を重視する。

また、本学は、県内の保健・医療・福祉の諸問題に対しては、県立の高等教育機関として研究活動に基づく理論的な裏付けを持って創造的な解決策を提言し、改革の原動力となる人材の育成と供給を行う。そのために、地域の生活文化や人々のライフスタイルに即応したヘルスケアのあり方を追求し、看護実践にかかる研究活動を活発に行う。したがって、看護学科の教育では、これらの研究活動を反映し、実践性・応用性に富んだ教育素材を用いた学修が組まれている。看護学は、生涯を通してその専門性を深めるべき学問領域であるので、看護学科では、これらの特色ある教育を通して、その入り口を確実に導く。

##### イ 教育目標

本学で育成しようとする看護職の姿は、看護実践の中で必要となるヒューマンケアの基本と技術を身につけ、患者など看護の対象が遭遇した困難や諸問題の解決について、深い責任を感じ、常に創造的に問題解決行動をとって活躍できる人である。

そのため、次の能力の育成を目指す。

- ・看護実践に必要な基本的技術と知識を持つジェネラリストとしての能力
- ・生活者としての人間に対する深い理解と総合的判断力
- ・看護の対象となる人とその家族、地域住民等の本来持っている問題解決能力を支え、健康問題の解決に貢献する能力
- ・保健・医療・福祉等の関係者並びに地域を構成する人など、ケアにかかわる人々と協働活動ができる能力

・看護実践を重ねることを通して看護学研究への関心を高め、看護実践の改革に貢献できる基礎的能力

#### (3) 看護学研究科の教育理念・目標

##### ア 教育理念

看護の諸活動は、人々の生活の営みを健康生活の面から支えるものであり、その中心的課題は人権尊重に基づく自立的問題解決への支援である。この支援では、常に看護サービス利用者中心のあり方が基本となる。

本研究科では、個人の尊厳と人権の尊重を基盤に据えた利用者中心のケアのあり方を追究し、広い視野から看護実践の改革を積極的に推進できる創造的・先駆的指導者層の育成を目指している。この教育・研究活動を通して、国民が受け取る看護サービスの質の向上を図り、同時に、実践性・応用性の高い看護学の確立と発展を図ることを目的としている。

##### イ 教育目標

###### (ア) 博士前期課程

看護実践の現場で活躍する専門性の高い人材の育成を目指している。そのため、看護実践の現場において利用者の多種多様なニーズを適確に捉え、利用者中心のケアを確実に導くことができることを重視している。

これらの看護職者は、同時に看護実践の特質を踏まえた看護学教育にも関与でき、現職者の看護生涯学習支援に貢献できる人材であり、下記の能力を有する看護の実践的指導者である。

- ・専門性の高い看護実践を遂行する能力
- ・看護の質の充実に向けた改革を実行する能力
- ・多様な関係者の中で、ケア充実に向けた調整・管理をする能力
- ・総合的視野と高い倫理観に基づく看護サービスを改革する能力
- ・各種の専門領域で、後輩の指導を担う能力

###### (イ) 博士後期課程

看護実践の研究能力を付与する教育を担うことのできる看護職者を育成する。

具体的には、まず大学・大学院における教員として、看護実践の特質を踏まえた教育研究活動を実施できる人の育成である。次に、看護実践現場において必要な人材として、複雑な要因が絡む看護実践の改革を組織的に指導できる実践研究指導者の育成である。

そのために、下記の能力を培う。

- ・保健・医療・福祉施設など、看護サービスが提供される場に関与する多様な要因について理解がで

き、実践の改善・改革の研究を指導できる能力

- ・ 地域の看護行政・看護政策にかかわる看護実践研究の課題が明確化でき、看護行政施策の進展に向けた研究的取組みができる能力
- ・ 利用者中心の看護として、倫理的課題を把握し、看護実践の改善に向けた研究的取組みができる能力
- ・ 看護実践の改善・改革を目指す看護学の学士課程教育(基礎教育)や大学院教育を実施できる能力

(4) 沿革

平成12年4月 岐阜県立看護大学開学

平成16年4月 看護学研究科看護学専攻(修士課程)開設

平成18年4月 看護学研究科看護学専攻(博士課程)開設

平成22年4月 地方独立行政法人法に基づき公立大学法人へ移行

(5) 学生の状況(平成26年5月1日現在の学部学生・大学院学生数)

看護学部 322名

看護学研究科 37名

(6) その他

平成20年4月に看護学研究科専門看護師コース(慢性看護、小児看護、がん看護)を開講した。  
大学院博士前期課程に専門看護師コースの平成25年度修了生1名が専門看護師認定審査に合格し、本学修了者の専門看護師は8名(慢性看護2名、小児看護3名、がん看護3名)となった。

## 全体的な状況

### 1 大学の教育研究等の質の向上の状況

平成26年度は本学開学15周年および法人第1期の5年目であることから、教育研究等に関するこれまでの取り組みの成果把握に関する方向性を定め、開学以来改善を重ねてきた教育内容の堅実な実施を行った。看護学科の教育では、看護師と保健師等のダブルライセンス（看護師免許・保健師免許）以上の取得を目指している本学学生の生涯学習の基礎作りとして開発してきた「看護学統合演習」を継続実施し、統合演習要綱を作成し実施方法を確立した。また学生の主体的学修能力の育成を目指し、学外交流として平成25年度に実施した他大学との交流内容を共有し、主体的学修能力育成における教員の役割について広い視野から考える研修会を行った。シラバス（授業計画）作成においては、学生が各授業における学修内容を十分に把握することで主体的学修を推進できるよう一層の内容充実を図った。さらに本学卒業生の卒業後の看護実践能力の獲得状況に関する調査結果をまとめ、卒後1～9年目における看護実践能力の獲得過程の明確化および支援について検討を行い、単一の判断状況から複数の判断状況、少数対象者から家族等を含む多人数の対象者及び単独ケアからチームケア等のように、より高い知識・倫理・技術を必要とする看護実践能力を自らの学修を基盤に順次獲得している状況が把握された。

大学院看護学研究科においては、博士前期課程修了者10名（うち専門看護師コース3名）に修士（看護学）の学位、博士後期課程修了者2名に博士（看護学）の学位を授与し、修了者は全員が岐阜県看護職者であることから、修了後は岐阜県の看護の質向上を目指して自施設にて看護実践研究を発展的に継続するよう支援した。また看護実践研究の指導方法の充実を目指し、平成25年度に実施した博士前期課程1年次の指導に関する検討を踏まえ、2～3年次の指導に焦点をあてた研修会を開催し、看護実践研究指導のあり方について検討を続けた。看護実践研究の具体的な進め方に関する論文（平成25年度紀要掲載）に続き、研究指導方法に関する論文を紀要に掲載し（「看護実践研究の意義と可能性その2—岐阜県立看護大学大学院博士前期課程における研究指導方法の追求—」）、看護実践研究における指導方法について共有を図った。さらに専門看護師教育課程の基準が38単位以上になることを踏まえ、共通科目Bの審査基準に基づき昨年度開講した臨床薬理学に続き、看護ヘルスアセスメント論の授業内容を検討し平成27年度開講の準備を行った。平成25年度修了者には専門看護師資格試験申請に向けた支援を行い、申請を行った1名（慢性看護）が合格し専門看護師資格を取得し、これにより本学大学院修了者の専門看護師は8名（慢性2名、小児3名、がん3名）となった。

教員の研究教育能力の育成についても検討し、教員の看護系大学院博士前期課程及び博士後期課程への進学を支援し、本学を含め看護系大学院博士前期課程に5名の教員、博士後期課程に6名の教員が就学している。科学研究費助成事業については申請（新規）10件のうち5件が採択され、教員の15名（30%）が研究代表者となった。本学紀要への掲載論文数は原著3編、研究報告4編、資料7編で総

数14編、この他に著書、学会誌等への論文掲載、学会学術集会での発表、報告書編纂（文部科学省科学研究費助成事業研究成果報告書）等を含め質量ともに充実した。また大学院修了者が修士論文を指導教員と共著で紀要に投稿できる制度を活用し、8編が原著及び研究報告にて掲載され、海外研修支援制度を活用して2名が海外の学術集会で発表した。さらに「平成26年度特別研修会」を開催し、本学の開学に至った経緯と岐阜県の看護学高等教育機関としての使命及び開学からの本学の教育研究および地域貢献等における諸取組みとその実績に関する認識を高め、職員一人ひとりが本学の教育研究活動等の推進における自身の役割について考える機会とした。

本学は岐阜県内看護職者の生涯学習支援拠点としての役割を重視し、本学教員と現場看護職者が共に看護実践の改善改革を目指す共同研究事業及び看護実践研究指導事業等を推進している。共同研究事業は15課題に取り組み、「共同研究報告と討論の会」の開催では125名の看護職者の参加を得た。看護実践研究指導事業は4課題について各種研修会を含め実施し、各種研修会における岐阜県看護職者のニーズは高く、岐阜県内の保健・医療・福祉機関で就業している看護師・保健師・助産師等の看護実践研修プログラムとなり、全体で234名の参加に至り看護の質向上に寄与した。これらの報告書は冊子とホームページにPDF公開するとともに、平成28年度から岐阜県立看護大学リポジトリ（\*）において公開することを検討した。また岐阜県看護実践研究交流会会員への研究支援は16課題について行い、課題ごとに教員2名が支援した。

本学卒業生への生涯学習支援としては、新卒者・卒後2年者の交流会をそれぞれ2回開催するとともに、学部同窓会との共催で看護実践を語る会を開催し、教員を含めて小グループで意見交換し、看護実践活動の継続と進展を支援した。

\*機関リポジトリ：大学及び研究機関等において生産された電子的な知的生産物を保存し、原則的に無償で発信するためのインターネット上の保存書庫。（文部科学省 用語解説より）

### 2 業務運営の改善及び効率化の状況

平成26年度は法人移行後5年目を迎え、前年度に改選された理事長兼学長及び役員である学部長、研究科長や各対策会議のメンバーが交代し、新体制の下で法人運営がスタートした。そして、より一層の基盤整備をめざし、各業務の目的に沿った改善に取り組んだ。

また、理事会、審議会の委員には学外者が加わっており、客観的な視点による運営を図ることができた。特に、監事による定期監査及び臨時監査や内部監査の実施により、着実に業務運営の適正化が図ら

れており、法人としての機能を生かしながら順調な業務運営を行うことができたと言える。

職員人事に関しては、職員のプロパー化計画に基づき、司書1名を新規採用した。また、平成27年度の新規採用に向けて事務職員2名と司書1名の採用試験を実施した。今後も順次職員採用を実施し、県派遣職員の解消と職員の専門性強化を図っていく。また、平成24年度に制度化した新規採用職員に対する研修については、時期を改善し実施した。少人数体制の事務局にあつていかに効果的な人材育成を図っていくかは本学の重要なテーマの一つであり、今後とも充実に向けた取り組みを行っていく。一方、教員については、全国的にまだ不足している看護系教員に関する多面的な情報収集を行い人材確保に努めた。平成26年度は前年度末に退職した教員の補充や教育体制の充実を図るため、計4名の教員を新規採用した。開学から15年を迎え、卒業者が大学の教員へと進む者が現れ、本学の教員としても幾人かが戻ってくるなど人材育成の好循環が見られる。今後も本学にふさわしい教員を確保するためには環境整備が必要であり、引き続き教育研究環境の整備に努めていく必要がある。

事務の改善、効率化については恒常的に取り組むべき課題である。各業務の個別マニュアル等の作成や見直しを継続的に行い、日常的な業務を的確に行えるよう事務職員各自が工夫を図った。今後も個人レベルでの意識を高め、積極的な取り組みができるよう目標管理制度などを通じて意識改革を図っていくこととしている。

危機管理については、災害発生時における迅速な対応が進められるよう安否確認訓練を実施した。平成26年度は、安否確認メールに回答の無い教職員及び学生に2回にわたりメールを再送信することにより、確実に連絡がとれる体制づくりを進めた。また、地震・台風・火災等の災害対応と不審者対応及び安否確認・職員参集・避難誘導方法等をまとめた「岐阜県立看護大学 災害等対応マニュアル」を策定した。

さらに、頻発する不審者への対応として外部から専門の講師を招き、学生向けに不審者への対処方法についての防犯講習会を実施した。

### 3 財務内容の改善の状況

本学は、一学部一学科だけの小規模大学であり、他大学と比べ財政規模も小さく、また自己財源比率も低い。その中で特色ある大学運営を実現していくためには、限りある財源の中でいかに効率的に執行していくかが重要である。

平成26年度の経費節減対策として図書館等の照明や駐車場の街灯のLED化を行った。その他、複数年契約の実施、電力使用量の職員・学生への公表、夏休みの一斉休業の実施等、引き続ききめ細かい対策を行った。一方、外部資金を積極的に確保するための取り組みとして、特に学術研究助成基金助成金の獲得に向け、学内で若手教員の取り組み拡大を主眼においた研修会を開催した。また、職員宿舍等の将来の大規模修繕を踏まえ、宿舍収入の「職員等宿舍の維持及び修繕基金」への積み立てや、消費増

税や電気料金の値上げなど経常経費のやむを得ない増加にも対応できるよう目的積立金の一部を「経営調整基金」へ積み立てを行った。

予算編成については、これまで毎年前年度の予算執行を検証しており、その経緯をふまえ平成27年度予算の適正な編成を行うことができた。

なお、年度当初に予算編成方針や予算の95%執行等を目指した方針を恒常的に全職員に周知するなど全学レベルで本学の財務体質の特性を理解し共通認識を持てるよう取り組んでいる。そうした努力を積み重ね、さらに大学全体の財務改善が進められるよう努めていく。

### 4 自己点検・評価及び情報提供の状況

法人と教学組織である大学において、毎年度それぞれの活動に対する自己点検・評価を実施している。平成26年度は、前年度末に実施した平成25年度自己点検・評価の結果をとりまとめ、全学的に共有のうえ、報告書の作成を行った。さらに、年度末には当年度の自己点検・評価を実施した。

また、外部認証機関（財）大学基準協会による大学の認証評価において助言を受けた「シラバスの改善」や「大学院の学位授与方針の明示」等について、それぞれ改善を実施し、（財）大学基準協会へ報告を行った。

大学の活動の情報提供については、規則等で定められた事項や大学の成果物についてホームページ等で公表し、適宜内容の更新をしている。平成26年度は、ホームページをより利用しやすく、分かりやすいものにリニューアルするため、公募型プロポーザル方式により業者選定を行い、年度末に契約業者を決定した。平成27年度中にホームページをリニューアルする予定である。

### 5 その他業務運営に関する重要事項の状況

開学以降10数年が経過し、施設の老朽化に伴う雨漏り等が課題となっていた。修繕調査結果に基づき、平成27年度において雨漏り箇所の大規模修繕を実施する。

倫理に関しては、ハラスメント防止対策のため、学生及び教職員を対象に学内で研修会を開催し、専門家による講演とその後の課題討議により啓発予防に努めた。

環境対策については、省エネルギー計画を策定し、学内に周知した。

項目別の状況（小項目別自己評価結果総括表）

大項目	中項目		小項目	通し 番号	自己 評価	検証 結果	
第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	1 業務運営体制の改善に関する目標を達成するための措置	(1) 業務運営体制の構築	ア 大学管理運営の強化	55	/		
			イ 業務実施体制の確立	56	III		
			ウ 法人・大学運営の迅速な意思決定	57	/		
		(2) 教員及び事務職員の連携体制の構築		58	/		
			(3) 外部意見の反映	ア 学外有識者・専門家の役員、審議会委員への登用	59	/	
		(4) 業務運営の適正化	イ 県内看護職者の意見等の把握・活用	60	III		
			ア 内部監査制度の構築	61	/		
		2 人事の適正化に関する目標を達成するための措置	(1) 人材の確保	イ 内部監査従事職員の専門性の向上	62	III	
	ア 教員			(7) 裁量労働制等働きやすい環境整備	63	III	
				(4) 任期付き雇用制度の創設	64	/	
	イ 事務職員		(7) 社会人採用枠を含む事務職員プロパー計画の作成	65	III		
	(2) 評価制度の構築		66	III			
		3 事務の実施体制の充実及び効率化に関する目標を達成するための措置	(1) 実施体制の充実		67	III	
	(2) 事務職員の育成			68	/		
	(3) 事務の効率化		ア 大学の特性に適合した会計制度の構築	69	III		
		イ 事務処理マニュアルの整備・業務フローの見直し	70	III			
	4 危機管理に関する目標を達成するための措置	(1) 危機管理マニュアル作成と体制の確立	ア 危機管理マニュアルの作成	71	III		
			イ 安全管理の課題把握、予防対策の推進等	72	III		
		(2) 安全環境の確保と指導	ア 日常の安全環境の確保、防犯・防災等への対策	73	/		
			イ 地域関係者との適切な連携体制の確立	74	/		
(3) 健康危機管理と対策		ア 各種感染症の予防指導の推進	75	/			
		イ 健康危機管理の組織的取組ができる体制の整備	76	/			
(4) 情報セキュリティポリシーの確立			77	II			
第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置		1 自己収入の確保に関する目標を達成するための措置	(1) 外部資金の獲得		78	/	
	(2) その他自己収入の確保		ア 学外者への施設等の有料開放	79	/		
			イ 受益者負担の原則に基づく利用者負担の検討	80	/		

	2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置	(1) 役員・職員の経営感覚・コスト意識の高揚	81		
		(2) 管理的経費の削減	82	III	
	3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置		83		
第4 教育及び研究並びに組織及び運営の状況についての自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置	1 自己点検・評価に関する目標を達成するための措置	(1) 自己点検・評価結果に基づく改善措置の計画	84		
		(2) 機関別認証評価の受審	85		
	2 情報公開の推進に関する目標を達成するための措置	(1) 紀要等研究成果物のホームページでの公表	86		
		(2) 財務諸表等大学の運営状況のホームページでの公表	87	III	
第5 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置	1 施設・設備の整備、活用等に関する目標を達成するための措置	(1) 図書館の蔵書充実	88	III	
		(2) 中長期的な施設整備計画の策定	89		
		(3) 施設、設備等の適切な維持管理・有効な活用	90	III	
	2 倫理に関する目標を達成するための措置	(1) 法人倫理綱領の策定・個人情報管理の徹底	91	III	
		(2) ハラスメント防止の啓発・相談窓口の充実	92	III	
		(3) 研究費等経費の不正使用の防止	93		
	3 環境の保護に関する目標を達成するための措置	(1) 環境に配慮した省エネルギー計画の作成	94		
		(2) 環境の保護に関する基本方針の策定	95		



項目別の状況（小項目別自己評価結果個表）

第1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

中期目標	<p>(1) 人材の育成</p> <p>ア 看護学部看護学科の教育 ヒューマンケアの基本技術を身につけ、患者など看護の対象が遭遇する諸問題の解決に看護職として責任を持って取り組み、看護サービスの充実に貢献できる基礎的能力を有する人材を育成する。</p> <p>イ 大学院看護学研究科の教育 保健・医療機関、福祉施設等の看護の現場における看護実践活動の改善・改革を指導する者として、県民が受ける看護サービスの現状を的確に把握し、その質の向上を図ることができる専門性の高い看護職者を養成する。</p> <p>(2) 学生の確保</p> <p>ア 適切な入学者選抜の実施 大学の教育理念にかなった学生を確保するため、適切な入学者選抜方法を追究し、導入する。</p> <p>イ 広報活動の充実 看護学を志向する者の拡大を図るため、戦略的かつ効果的な広報活動の推進を図る。</p> <p>(3) 学生支援</p> <p>ア 学修支援 学生の学修に関する相談・指導をきめ細やかに行うための体制の充実を図るとともに、図書の実等々の学修環境の整備を行う。 大学院看護学研究科の学生に対しては、社会人学生の置かれている立場に留意し、学修と就業が両立できるように支援する。</p> <p>イ 学生生活支援 学生の健康面や経済面など学生生活に関する相談・指導を行うための体制の充実を図るとともに、学生生活が快適で豊かなものとなるよう大学施設・設備の充実を図る。</p> <p>ウ 就職支援 学生の進路や就職に関する相談・指導を行うための体制の充実を図るとともに、看護師など各種資格取得に向けた適切な支援を行う。</p>
------	--

中期計画	通し番号	年度計画	業務の実績（計画の実施状況）	評価委員会による確認
(1) 人材の育成 ア 看護学部看護学科の教育				

<p>(f) 付与すべき能力を以下のとおりとし、確実に培う教育方法を開発し、実施する。</p> <p>a 生活者としての人間に対する深い理解と総合的な判断力をもち、人々のヘルスケアニーズに対応できる能力</p> <p>b 保健・医療・福祉領域の専門職や関係者とケアチームを組んで協働活動ができる能力</p> <p>c 多様な課題の問題解決に取り組むために自らの専門機能を拡大していく能力</p> <p>d 看護実践を重ねることを通して看護学研究への関心を深め看護実践の改革に貢献できる基礎的能力</p> <p>e 主体的な自己を確立する能力と幅広い視野、複眼的な施行・判断力</p>	01	<p>(f) 看護学統合演習を定着させ、その授業内容の一層の充実により、学生の能力の育成を図る。</p>	<p>(f) 看護学統合演習にて、四年次前期セメスターに卒業時の到達目標を基準とした到達状況評価を実施し、卒業時まで強化すべき課題を明確にして、学生各自が学修を深め、卒業前には、学生全員が看護職として学び続ける力が向上したことを確認した。また、看護学統合演習要綱を作成し、演習の実施方法を確立した。</p> <p>※「セメスター」とは、2学期制のことを言い、4年間の過程を、1～8セメスターで示す。</p>	
<p>(g) 学生のニーズ・特性に配慮し、専門科目を初年時から導入した教育課程を展開する。</p>	02	<p>(g) アドミッションポリシー及び入学者の資質を確認し、一年次の看護学概論について、平成25年度の検討内容を踏まえ授業展開方法の改善を実施する。</p>	<p>(g) 一年次1セメスターにおける4領域看護学概論学外演習は、前年度に実施した演習目標の検証結果を踏まえて明確になった演習目標の達成に向けて各領域で指導に取り組んだ。</p>	
<p>(h) 職業人としての主体的な自己を高めるため、4年間の学修において教養科目を充実する。</p>	03	<p>(h) 看護専門職として主体的な自己を高めるための教養科目の充実を目指して、改善した内容を継続実施する。</p>	<p>(h) 看護職者として主体的な自己を高めるための教養科目の充実をはかる目的で実施した教養科目の配当セメスター変更は、卒業時の調査の結果、学生からは高い評価を得た。また、学生の自己学習を促進する目的で、教養科目の非常勤講師に図書推薦を依頼し整備した。</p>	
<p>(e) 看護職としての生涯学習の基礎となるよう卒業研究を充実する。</p>	04	<p>(e) 卒業研究を通して学生がどのように看護実践上の課題を把握し、改善への取組みを企画しているかについての思考過程の確認内容を共有し、生涯学習の基礎としての教育を継続する。</p>	<p>(e) 生涯学習の基盤づくりにおける本学の教育の成果について、FD研修会で意見交換し、卒業研究による成果を確認するとともに、成果を高める指導方法について検討した。</p> <p>※FD：ファカルティ・デベロップメント（教員が授業内容方法を改善し向上させるための組織的取組）</p>	
イ 大学院看護学研究科の教育				
<p>(f) 博士前期課程では、付与すべき能力を以下のとおりとし、確実に培う教育方法を開発し、実施する。</p>	05	<p>(f) 博士前期課程の看護学特別研究の一年次の指導方法を明確にして指導教員間で共有する。</p>	<p>(f) 一年次における看護学特別研究の指導として、領域を超えた協働授業を7月及び11月に継続実施</p>	

<p>a 看護の質の充実に向けた改革を実行する能力</p> <p>b 専門性の高い看護実践を遂行する能力</p> <p>c 多様な関係者の中で、ケアの充実に向けた調整・管理をする能力</p> <p>d 総合的視野と高い倫理観に基づく看護サービスを改革する能力</p> <p>e 各種の専門領域で人材育成を担う教育的能力</p>		<p>(イ) 博士前期課程の看護学特別研究の二・三年次の4領域に共通する指導内容と水準を確認するファカルティ・ディベロップメントを継続する。</p>	<p>し、一年次の特別研究の指導内容を共有した。</p> <p>(イ) 博士前期課程の特別研究指導に関するファカルティ・ディベロップメントを9月、1月の2回実施し、一年次における指導内容の共有と二、三年次の指導について検討した。</p>	
<p>(イ) 博士後期課程では、付与すべき能力を以下のとおりとし、確実に培う教育方法を開発し、実施する。</p> <p>a 看護サービスが提供される場に関与する多様な要因について理解ができ、実践の改善・改革の研究を指導できる能力</p> <p>b 地域の看護行政・看護政策にかかわる看護実践研究の課題が明確化でき、看護行政施策の進展に向けた研究的取組みができる能力</p> <p>c 利用者中心の看護として、倫理的課題を把握し、看護実践の改善に向けた研究的取組みができる能力</p> <p>d 看護実践の改善・改革を目指す看護学の学士課程教育や大学院教育を実施できる能力</p>	06	<p>(ウ) 看護学教育、看護行政・政策、看護倫理に関する能力を高めるために、研究指導の進め方を検討する。</p>	<p>(ウ) 博士後期課程における博士論文作成においては学位授与方針に基づき研究指導を実施した。</p>	
<p>(ウ) 看護実践の改革者育成という社会ニーズを考慮し、就業・学業の両立できる教育課程を充実させる。</p>	07	<p>(エ) 看護実践改善・改革者としての能力を高めるために、看護基礎教育課程の特徴を踏まえた教育方法の充実についての検討を継続する。</p>	<p>(エ) 看護実践研究指導を検討するFD研修会を行い、学士課程卒業者の特徴及び指導方法の工夫点等の指導の現状を共有し、引き続き検討することとした。</p>	
<p>(エ) 専門看護師育成コースの充実を図る。</p>	08	<p>(オ) 専門看護師教育課程基準の改正に伴い、本研究科の専門看護師コースの教育課程の充実を図る。</p>	<p>(オ) 専門看護師教育課程基準が26単位から38単位以上への移行期にあることを踏まえて、平成25年度から、看護学共通科目において臨床薬理(2単位)を開講し、その授業評価を基にシラバスの検討を行った。また他の共通科目であるフィジカルアセスメント(2単位)についてシラバスを作成した。</p>	
<p>(オ) 学生・修了者及びこれらの者の所属する施設の関係者等の評価・意見等による改善・充実を図る。</p>	09	<p>(カ) 修了者、職場同僚、職場上司の三者による評価を実施し、その結果に基づく研究科内の意見交換を行い、改善策を講ずることを継続する。</p>	<p>(カ) 平成25年度修了者を対象として行った三者評価において、本研究科で付与すべき能力に合致した学びが確認できたことから、現行の教育課程・指導体</p>	

			制を継続することとした。										
(2) 学生の確保 ア 適切な入学者選抜の実施													
(7) 看護学科では、一般選抜及び特別選抜(推薦)による入学試験制度を分析・評価し、本学が求める人材を確保するため、適切な入学者選抜方法を開発し、実施する。	10	入学者選抜方法に関する基礎資料を収集し、選抜方法の適切性の分析・評価を継続する。	近年推薦入試倍率が低下傾向(平成27年度入試:2.15倍)であることを踏まえて、県内高等学校の進路指導教員に面接し、看護職を目指す生徒の動向、受験大学の選択基準、推薦入試に関する高校の考え方等について情報収集した。										
(4) 看護学研究科では、学士課程卒以外の看護職者の出願資格の認定を行うなど看護サービスの質の向上を目指す多様な志願者を受け入れることのできる入学者選抜方法を開発し、研究科が求める人材を確保する。	11		中期計画達成済										
イ 広報活動の充実													
(7) 本学の理念・人材育成目標に適合した志願者確保のため、オープンキャンパス、学生の母校訪問などの広報活動を計画的に推進する。	12	(7) オープンキャンパス、大学ホームページ、教員の出張方式による大学説明会、大学案内等の刊行等を計画的に継続実施する。	(7) 本学で看護を学ぶことの魅力を伝えることを目指して、教育内容の紹介、模擬授業、在学生とのフリートーク等を内容とするオープンキャンパスを実施した。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>開催日</th> <th>参加者数等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オープンキャンパス</td> <td>平成26.8.3～8.4</td> <td>895名 (H25:822名)</td> </tr> <tr> <td>出張式 大学説明会</td> <td>平成26.4月～平成27.3月、 27件(高校13校・岐阜県看護協会等)</td> <td>522名 (H25:680名)</td> </tr> </tbody> </table>	内容	開催日	参加者数等	オープンキャンパス	平成26.8.3～8.4	895名 (H25:822名)	出張式 大学説明会	平成26.4月～平成27.3月、 27件(高校13校・岐阜県看護協会等)	522名 (H25:680名)	
内容	開催日	参加者数等											
オープンキャンパス	平成26.8.3～8.4	895名 (H25:822名)											
出張式 大学説明会	平成26.4月～平成27.3月、 27件(高校13校・岐阜県看護協会等)	522名 (H25:680名)											
(4) 看護学研究科については、実習施設等への働きかけを積極的に行い、看護サービスの質の向上に連動した志願者確保を行う。	13	(4) 県内ニーズに対応した博士前期課程の志願者を確保するための方法を充実させることを継続する。 (7) 専門職としての能力向上の一環として大学院での学修が認識されるように、同窓会等と協力した大学院進学への働きかけを継続する。	(4) 「岐阜県看護実践研究交流集会」及び本学主催の「共同研究報告と討論の会」において、本学の生涯学習支援事業を説明し活用を促した。また、卒業生・修了者の就業が多い病院の看護部との「人材育成に関する情報交換会」、「看護の人材育成と活用等に関する連絡協議会」、県主催の各種研修会にて、										

			大学院での学修を勧めた。 (ウ) 「看護実践を語る会」を7月に実施し、同窓会と協力して、卒業者の交流を図るとともに大学院での学修について情報提供を行った。	
(3) 学生支援 ア 学修支援				
(7) 学生の学修について、学生相談員による個別指導や面接等により課題と支援ニーズを把握し、即応的な対応を行う。	14	(7) 教務委員会と学生生活委員会が協働して行う個別指導と面接による支援体制を継続する。	(7) 学生生活委員会は、学生相談教員と協力して、一年、二年次生に対する定期個別面談を実施し、学修支援が必要な者については、教務委員会及び各領域教員と連携して支援した。また、復学者等学籍異動に関する相談があった学生のうち学修支援が必要な者に対しては、教務委員会と連携して面接・指導を実施した。	
(4) 授業評価と学生生活実態調査を計画的に実施し、その結果に基づいた学修支援を行う。	15	(4) すべての科目について、学生の授業評価及び非常勤講師を含む教員の授業評価により、学修支援の充実を継続する。	(4) すべての科目において、学生の授業評価及び教員の授業評価を実施し、組織的に対応すべき課題を捉え、卒業時到達目標達成に向けた段階的な到達目標の検討と学修の統合に向けた教育方法などについて、FD研修会で検討した。	
(9) 卒業時到達目標による学修段階の評価に基づく、学生の主体的な学修の促進を行う。	16	(9) 看護学統合演習において、学生自身の振り返りを支援する過程を通して学生の主体的な学修を促進する。	(9) 看護学統合演習の授業評価では、「実習体験を振り返ることができた」「自己学修課題が明確になった」という学生が殆どであり、主体的な学修の機会となっていたことを確認した。	
(5) 図書・雑誌・視聴覚資料等の整備の基本方針を確認するなど、学生の自主学修に適した学内環境の整備を行う。	17	(5) 平成25年度の学生生活実態調査結果に基づき、学修環境及び学生生活について改善を進める。	(5) 平成25年度の学生生活実態調査結果に基づく、学修環境・学生生活についての改善方針は、教務委員会及び学生生活委員会等関連委員会で検討し対応した。具体的には、図書館の閲覧席（50席分）へのパネルヒーターの設置、駐輪場・駐車場の照明のLED化を行った。	
(4) 看護学研究科では、学生との懇談会、集団面接を定期的に行い、社会人学生のニーズを細かに把握し、対策を実施する。	18	(4) 看護学研究科博士前期課程の学生の課題を把握し、学修支援を継続する。 (4) 博士前期課程特別研究については、学生の職場への定期的な報告を継続するとともに、必要に応	(4) 博士前期課程二、三年次生と年度当初に懇談会を開催し、学生の要望に対応した。具体的には、本学の助教も大学院生室の使用ができるように検討した。	

		じ、テレビ会議システム等を活用した支援を継続する。	(h) 看護学特別研究について、職場の同僚・上司及び看護管理者への報告を半年に1回実施することとし、遠隔地の学生の利便性を高めるために、テレビ会議システムの活用を促した (25回/年)							
イ 学生生活支援										
(f) 学生生活が豊かなものとなるように、課外活動等の活性化を支援するため、自治会活動、サークル活動等に対する大学の指導体制を確立する。	19	(f) 自治会・サークルの諸活動及び学園祭等の課外活動に関わる相談・支援を行い、学生生活を豊かにする活動の活性化を図る。	(f) 学生自治会による新入生歓迎会、スポーツ大会、岐看祭及びクリスマスコンサート等の開催に際して、学生生活委員会が学生の主体性を尊重し、学務課と連携しながら相談支援を行った。また、サークル顧問教員とサークル活動の実態について情報共有し、組織的な問題対応を図った。							
(i) 各種奨学金等の制度に関する情報提供や相談受付等、学生の経済面の支援体制を充実させる。	20	(i) 大学独自の授業料減免制度を継続し、さらに奨学金制度を創設し試行する。	(i) 大学独自の授業料免除制度に基づき、授業料減免判定会議を開催し、経済面の支援を行った。 <table border="1" data-bbox="1294 703 1771 828"> <thead> <tr> <th>セメスター</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26年度前期</td> <td>全額3人, 半額1人</td> </tr> <tr> <td>平成26年度後期</td> <td>全額3人, 半額1人</td> </tr> </tbody> </table> また、大学独自の奨学金制度の新設を検討した。	セメスター	人数	平成26年度前期	全額3人, 半額1人	平成26年度後期	全額3人, 半額1人	
セメスター	人数									
平成26年度前期	全額3人, 半額1人									
平成26年度後期	全額3人, 半額1人									
(g) 学内外での生活における安全管理指導を実施し、学生各自の防犯対策を確実に導く。	21	(g) 学生生活委員会による全学生面接、学年相談教員による支援を継続する。 (x) 学生の自己管理能力を高め、安全な学生生活ができるよう学生指導を継続する。	(g) 学生生活 (安全面を含め) を支援するために、学生生活委員会が学生相談教員と協力して、一年次6月に全員に対して個別面接を実施。また、看護学実習に向けた生活支援を目的として、二年次12月に全員に対して個別面接を実施した。 (x) 安全な学生生活を送るための学生の自己管理能力を高めるために、防犯講習会 (一・二年次生: 7月)、若年消費者被害未然防止セミナー (一年次生: 6月)、交通安全セミナー (一年次生: 10月)、薬物乱用防止セミナー (一年次生: 10月)、若者向けDV予防セミナー (一年次生: 12月) を開催した。							
(x) 学校保健安全法に基づく定期健康診断による健康管理・保健指導を実施する。	22	(x) 定期健康診断とその結果について、校医等の意見に基づき保健師による健康管理と保健指導を行	(x) 4月に定期健康診断を実施し、保健師が全員に個別に面談し結果を返して、学生の主体的な健康管							

		う。また、健康管理室報告の作成を継続し、今後の対策資料とする。	理を促進するために健康相談や生活指導を実施した。要精検の学生には受診勧奨、要観察の学生には個別相談・指導を行った。また、健康管理年報(H26)を作成し、全教職員に配布した。	
(d) 学生の健康増進・予防に向けて保健師、校医による助言相談・指導体制を充実させる。 また、心の問題については、カウンセリングの実施、学生への対応についての精神科顧問医による助言体制を整備する。	23	(h) 学校保健安全法に基づき、平常時及び非常時の健康管理に向けて、内科系非常勤医師及び精神科系非常勤医師（精神科顧問医）の助言相談・協力体制を継続実施する。 (i) 心の健康問題については、非常勤カウンセラーの定期的活動を継続実施する。また、学生指導に関しては精神科顧問医との相談に基づく支援を継続する。	(h) 学生の心身の問題に適切に対応するため、内科系非常勤医師（校医）及び精神科系非常勤医師（精神科顧問医）に助言を受ける体制を継続実施した。 (i) 非常勤カウンセラーによる週1回のカウンセリング開設を継続した（利用件数30件）。また、精神科顧問医に学生の心の問題について助言を受ける相談会を5回実施した。 [相談会] (5, 7, 9, 12, 3月) 相談学生数延べ18名	
(e) 学内外における感染症予防行動の実践を追求し、学生の健康に関する自己管理意識を向上させ、これらに基づく健康危機管理実施体制を整える。	24	(j) 全学的な健康危機管理体制に基づき、各種感染症の予防指導を推進するとともに、定期的に健康管理室だよりを発行し、学生の自己管理を継続実施する。	(j) 学生の自己管理を促進するために、保健師が時期に応じた健康に関するテーマを取り上げ、「健康管理室だより」を作成し、学生掲示板及びポータルサイトに掲示し情報提供した（7回/年）。インフルエンザ等学校感染症については、流行期前に感染予防の啓発を実施し、流行期に予防策の徹底とともに、1事例発生ごとに健康の自己管理を全学的に呼びかけた。	
ウ 就職支援				
(f) 就職体験研修や卒業生との交流会など、学年次の学修進行に適した就職支援体制の充実を図る。	25	(k) 県内施設及び卒業生の協力を得て、就職ガイダンスを継続実施し、一年次・二年次・三年次学生が看護の仕事の本質や魅力を確認できるよう支援する。	(k) 就職ガイダンスは、一年次から四年次における体系的な年間計画を整備して実施しているが、二年次生及び三年次生が主体的かつ具体的に就職について考えることができるように、県内医療施設（17施設）の参加を得て、看護部長や卒業生等による全体説明会と個別相談会を開催した（1月、二・三年次生93人参加）。また、学生と参加施設及び市町村・保健所・小中学校に就業している卒業生との交流会を開催し、各施設の研修体制や就職に向けた準備等について具体的に相談できる機会を設けた。	
(g) 就職情報の提供、就職相談を行う専門コーナーの充	26	(l) 学生が就職情報の閲覧を活用し、進路を選択で	(l) 就職・進路支援室において、求人情報とともに就	

<p>実を図り、学生が利用しやすい環境を整備する。</p>		<p>きるように就職・進路支援室及び自習室の充実を継続する。</p>	<p>職後の教育体制等についても職種・地域別にファイリングして提供した。学生用ホワイトボードに施設見学、就職体験研修、卒業者からのメッセージなどのコーナーを設けて、学生間で情報交換できるようにした。卒業時アンケートでは、就職・進路支援室を利用した学生は70%、就職情報の収集先では、「先輩の情報」が50%であった。</p>																																					
<p>(ウ) 保健師・助産師・看護師・養護教諭など専門分野に応じた進路・就職相談ができる体制を整備する。</p>	<p>27</p>	<p>(ウ) 就職・進路対策部会は広報活動対策会議と連携し、就職・進路相談など学生支援活動を継続して実施する</p>	<p>(ウ) 就職・進路対策部会の構成教員は、看護師、保健師、助産師、養護教諭で構成し、専門性を生かした相談体制を継続した。また、二、三年次生に対しては、県内保健師採用試験状況一覧表を配布し、採用試験の方法や対策について説明した。</p> <p>&lt;平成26年度就職状況及び国家試験合格率&gt;</p> <p>卒業者数 80名 就職者数 79名 県内就職者数 40名 県内就職率 50.6%</p> <table border="1" data-bbox="1294 820 1753 1023"> <thead> <tr> <th></th> <th>保健師</th> <th>助産師</th> <th>看護師</th> <th>養護教諭</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県内</td> <td>1</td> <td>5</td> <td>30</td> <td>4</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>県外</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>36</td> <td>1</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>66</td> <td>5</td> <td>79</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;国家試験合格率(平成27年3月卒)&gt;</p> <table border="1" data-bbox="1294 1059 1697 1225"> <thead> <tr> <th></th> <th>合格率</th> <th>全国合格率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健師</td> <td>100.0%</td> <td>99.6%</td> </tr> <tr> <td>看護師</td> <td>98.5%</td> <td>95.5%</td> </tr> <tr> <td>助産師</td> <td>100.0%</td> <td>99.9%</td> </tr> </tbody> </table>		保健師	助産師	看護師	養護教諭	計	県内	1	5	30	4	40	県外	1	1	36	1	39	計	2	6	66	5	79		合格率	全国合格率	保健師	100.0%	99.6%	看護師	98.5%	95.5%	助産師	100.0%	99.9%	
	保健師	助産師	看護師	養護教諭	計																																			
県内	1	5	30	4	40																																			
県外	1	1	36	1	39																																			
計	2	6	66	5	79																																			
	合格率	全国合格率																																						
保健師	100.0%	99.6%																																						
看護師	98.5%	95.5%																																						
助産師	100.0%	99.9%																																						
<p>(エ) 学生にかかわる全教職員による就職支援体制を強化する。</p>	<p>28</p>		<p>中期計画達成済み</p>																																					
<p>(オ) 学内 LAN を利用した国家試験の過去問題の学習など資格取得のための自己学習を支援する。</p>	<p>29</p>		<p>中期計画達成済み</p>																																					



2 研究に関する目標を達成するための措置

中期目標	<p>(1) 研究の方向性            教員は、自己の専門性を深める研究及び専門領域に応じた教育方法の開発に関する研究等を個人の責任において主体的・計画的に行う。            さらに、県内の看護サービスの質を向上させるための研究に組織として積極的に取り組むとともに、県内の看護実践・看護職者にかかる地域ニーズの把握に努め、ニーズに対応するための研究に組織的に取り組む。</p> <p>(2) 研究の水準の向上と成果の公表            研究の水準の向上を図るために、研究成果を適切な方法で公表するとともに、各種学会等に積極的に報告し、外部評価を受ける。            また、法人としても、教員に対して研究成果の公開の機会や共有の場を提供する。</p> <p>(3) 研究倫理の遵守            看護学研究の実施に際しては、ヒューマンケアの根幹をなす倫理の尊重が不可欠であることから、研究における倫理基準の遵守を徹底する。</p>
------	---

中期計画	通し番号	年度計画	計画の実施状況（自己評価の判断理由）	評価委員会による確認
(1) 研究の方向性				
ア 看護学教育に関する研究は、全教員が各自の専門分野に応じて実施し、これに基づき看護学科及び看護学研究科の教育の質の向上を図る。	30	ア 看護学教育に関する研究と看護学領域の専門性の発展に繋がる研究における共通性を基に、学科及び研究科の教育内容・方法の改善及び発展に取り組む。	ア 看護学教育に関する研究として地域基礎看護学領域では一年次から四年次の各学年の地域基礎看護学における学修到達目標について前年度に作成した4つの到達目標案を統合し、臨地実習に伴う学生の成長過程を含む5-6セメスターの到達目標項目案を策定した。 また育成期看護学領域では教育方法について、観察技術に具体的事例を活用する取り組みを行い、その効果を研究的に明らかにした。 4看護領域全体として、卒業時の看護実践能力を担保するために実施している看護学統合演習において、看護実践能力26項目の学生の到達状況を把握し、全体として高い評価であることを確認するとともに、家族単位のケア提供および社会資源の活用について教員の十分な支援が必要であることを共有した。	
イ 共同研究など、大学が組織的に取り組む研究を推進し、県内の看護サービスの質を向上させる研究に取り組む。	31	イ 県内保健・医療・福祉施設及び教育機関の看護実践課題について把握し、看護職者の課題解決能力が育成できるように共同研究、看護実践	イ 平成26年度の共同研究及び看護実践研究指導事業の課題等は下記のとおりである。	

		<p>研究指導に取り組み、看護の質向上を目指す。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">共同研究事業</th> </tr> <tr> <td>看護職の人材育成</td> <td style="text-align: center;">7題</td> </tr> <tr> <td>精神障がい者を支える看護</td> <td style="text-align: center;">3題</td> </tr> <tr> <td>育成期にある人々を対象とした看護</td> <td style="text-align: center;">3題</td> </tr> <tr> <td>在宅療養支援に関する看護</td> <td style="text-align: center;">1題</td> </tr> <tr> <td>産業保健活動における看護職者の役割機能</td> <td style="text-align: center;">1題</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">15題</td> </tr> </table> <p>*対象施設：42施設 *参加看護職等：101名</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">看護実践研究指導事業</th> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">岐阜県看護実践研究交流会会員への研究支援</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">利用者ニーズを基盤とした退院支援の質向上に向けた看護職者への教育支援</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">地域における母子保健活動の充実に向けた研修会</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">特別支援学校に勤務する看護師の専門性の向上と自立への支援</td> </tr> </table> <p>*共同研究の発表の場である「共同研究報告と討論の会」では発表後に現場の看護職者と教員による討議を行い、看護実践改善への積極的な意見交換を行った。看護職人材育成のあり方、精神障がい者支援、および育成期にある人々の支援に関する看護のあり方についてのニーズが高いことを確認した。看護実践研究指導事業には各種研修会が含まれ、これらの各種研修会の参加者は、全体で234名（看護師228人、保健師5人、保育士1人）であった。</p>	共同研究事業		看護職の人材育成	7題	精神障がい者を支える看護	3題	育成期にある人々を対象とした看護	3題	在宅療養支援に関する看護	1題	産業保健活動における看護職者の役割機能	1題	計	15題	看護実践研究指導事業		岐阜県看護実践研究交流会会員への研究支援		利用者ニーズを基盤とした退院支援の質向上に向けた看護職者への教育支援		地域における母子保健活動の充実に向けた研修会		特別支援学校に勤務する看護師の専門性の向上と自立への支援		
共同研究事業																												
看護職の人材育成	7題																											
精神障がい者を支える看護	3題																											
育成期にある人々を対象とした看護	3題																											
在宅療養支援に関する看護	1題																											
産業保健活動における看護職者の役割機能	1題																											
計	15題																											
看護実践研究指導事業																												
岐阜県看護実践研究交流会会員への研究支援																												
利用者ニーズを基盤とした退院支援の質向上に向けた看護職者への教育支援																												
地域における母子保健活動の充実に向けた研修会																												
特別支援学校に勤務する看護師の専門性の向上と自立への支援																												
(2) 研究の水準の向上と成果の公表																												
<p>ア 教員は、所属学会への研究報告及び当該学会誌への投稿の活発化を図ると同時に、この取り組みに係る課題把握と対策を行う。</p>	32	<p>ア 学会発表や学術誌への投稿実績及び内容を各領域で自己点検評価し、領域及び教授会において研究の活性化及び内容の充実を図る。 イ 各領域において国際学会に関する情報を共</p>	<p>ア 研究活性化対策として、看護教育・看護実践に関する研究を学会や学会誌等に報告することを教員会議等で呼びかけた。その結果、紀要第15巻1号への掲載は、原著3編、研究報告4編、資料7編で総数14編</p>																									

		有し、発表を促進し、国際的視点で研究活動を推進する。	<p>となった。また全体として著書13、学会誌等への論文掲載25編（欧文掲載4編）、看護系学会学術集会発表57編（欧文発表6編）、報告書6編纂（文部科学省科学研究費助成事業研究成果報告書）であり各領域による専門的な発表がなされた。また、これらの実績を各領域で自己点検評価し、自己点検評価委員会において領域を超えて共有した。</p> <p>イ 海外研修支援事業を活用して、2名が国際看護系学術集会への研究発表を行った（18th East Asian Forum of Nursing Scholars、平成27年2月5日～6日、台湾）。</p>	
イ 文部科学省科学研究費補助金等への申請内容の充実に向けた対策を行う。	33	ウ 教員各自の専門分野の研究を推進・発展させるために、科学研究費補助金等への応募及び採択を支援するための研修内容の充実を図る。	<p>ウ 科学研究費補助金等への応募の支援として、FD委員会が科研申請計画書3事例を基に研修会を8月に開催し、参加した教員は41名（参加率91%）であった。科学研究費助成事業について平成26年度は申請した10件のうち5件が採択され、教員の15名（30%）が研究代表者となった。</p> <p>各種研究助成に関する公募情報をメールで28件提供した。</p>	
ウ 共同研究事業の報告の充実、同業者レビュー・評価体制の充実、地域貢献に係るパブリックコメント収集体制の整備など看護実践現場の改革を独自の手法で系統的に追究する方法を創出する。	34	<p>エ 共同研究事業及び看護実践研究指導事業の報告書をホームページ（PDF）で紹介し、コメントを看護研究センターで収集し、事業を推進する体制を整備する。</p> <p>オ 看護ケアの改革に繋がる看護実践研究の活性化と内容の共有化ができるように、共同研究や修士論文の紀要への投稿を促し、看護実践の質向上と看護実践研究者の育成を図る。</p>	<p>エ 共同研究事業及び看護実践研究指導事業の報告書はPDF化し、ホームページで公開している。また、共有の一層の充実を図るために、岐阜県立看護大学リポジトリでの公表を検討した。</p> <p>オ 看護実践研究者の継続的育成の一貫として、大学院修了者に本学紀要への投稿を呼びかけ、修士論文について紀要への投稿は8編あり、8編がすべて掲載され、看護実践研究内容の共有化が促進された。</p>	
(3) 研究倫理の遵守				
ア 学外者（看護管理者及び弁護士）を含む研究倫理審査部会の活動を継承し、教員が行う研究等については、研究倫理審査を恒常的体制で行う。	35	ア 本学教員等が行う研究について適切に研究倫理審査体制を進めるために、年当初に審査日程を教員に周知して、利益相反の原則を遵守した審査を運営する。	ア 研究倫理審査日程を4月の教員会議にて提示し、計画的に実施した。研究倫理審査会を6、9、11、2月の4回開催し、32件の倫理審査を行い、32件全てが承認された。また、12月には「研究倫理に関す	

			る研修会」をFD委員会と研究倫理審査部会が協働で開催し（参加した教員49名、参加率100%）、人を対象とした看護学研究における倫理について深く考える機会とした。	
イ 学生及び教職員を対象とした実態調査等についても、必要に応じて研究倫理審査の対象とする。	36	イ 文部科学省等が提示する研究倫理に関する指針を教員に周知し徹底する。また、倫理審査部会は、学生及び教職員に関する調査研究についての倫理審査を継続して実施する。	イ 文部科学省等が提示する研究倫理に関する指針（「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」）を教員会議等にて周知し、認識を高めた。	

3 地域貢献に関する目標を達成するための措置

中期 目標	<p>(1) 県内の看護サービスの質の向上に直結する人材の供給 法人の使命である県内で提供される看護サービスの質の向上が確実に図られるよう、学部卒業者や大学院修了者の県内での就業と定着の促進を図る。</p> <p>(2) 看護生涯学習支援体制の充実 県内の看護職者が抱えている課題等を解決し、看護職者が行う業務改善に関する研究等を支援するため、看護職者と大学との共同研究等を推進する。</p> <p>(3) 看護サービスに関する県内ニーズへの対応 保健・医療・福祉など幅広い分野における看護サービスに関する県内のニーズに対応するための支援を行う。</p> <p>(4) 県の看護政策推進への寄与 県の高等教育機関としての使命を果たすため、大学の有する知的資源や人材を活用して、県の看護政策推進に寄与する。</p>
----------	--

中期計画	通し 番号	年度計画	計画の実施状況（自己評価の判断理由）	評価委員会による確認
(1) 県内の看護サービスの質の向上に直結する人材の供給				
ア 県内看護職者の取組みや卒業生の県内での活動実践の情報提供等により、県内就職を促進する。	37	ア 岐阜県内で就業している卒業生の本学諸事業への参加を促し、職場適応に関する情報を「後輩へのメッセージ」として記載を依頼し、在校生の県内就職を促進する。	ア 4月の年度当初に就職ガイダンスの日程を含め就職支援スケジュールを全学生に周知した。学部の二・三年次を対象にした県内医療機関就職ガイダンスを1月に開催し、県内17施設の看護部長および卒業者等による各施設紹介が行われた。学生の参加者は、全体説明会93名、各施設単位の個別相談45名、卒業者との交流会55名であった。各施設の説明会・個別相談等を担当した卒業者と三年次生との交流会を開催し、県内での活動実践の情報提供等を行った。 また、卒後1年目交流会、2年目交流会および看護実践を語る会において卒業者による後輩へのメッセージ記載を依頼し、記載内容をオープンキャンパスおよび交流会報告書等で提示した。	
イ 県内施設での若年看護職の職場定着を促し、臨床研修を支援する。	38	イ 県内の本学卒業者が取り組んでいる看護実践研究に指導・助言及び経費を助成する「卒業生研究支援事業」の利用者の増加に取り組む。 ウ 同窓会と共催して、卒業生の看護実践を語る	イ 平成24年度から開始した卒業生研究支援が3年目に至り、卒業生および看護部長等に情報提供を行い、今年度は4件の応募があり、審査会での審議の結果、4件が支援事業対象となった。申請卒業生の卒業年度	

		会を開催し、看護実践力と職場定着の充実を推進する。	は、平成17年度1人、平成18年度1人、平成19年度1人、平成21年度1人である。 ウ 学部同窓会と共催で7月12日に「看護実践を語る会」を開催し、卒業者18名の参加があり、卒業年度を越えた卒業者相互の交流を行った。開催状況をホームページおよび同窓会だより（岐看の星）に掲載した。	
ウ 看護学研究科への県内実務看護職者の修学の促進を図ると同時に、修了者等が取り組む職場での実践改革を支援する。	39	エ 専門看護師コース修了者の専門看護師認定審査合格、及び自施設での看護活動を充実させていくための支援を行う。 オ 県内看護職者を対象にした看護実践に関する事業の開催時に、大学院研究科の説明と個別相談を行う。	エ 専門看護師コース修了者について、専門看護師資格審査申請に向けた支援を継続して行い、平成25年度修了者1名のうち1名（慢性看護）が合格し、慢性疾患看護専門看護師資格を取得した。その支援過程を基に、自施設での看護活動を充実させていくための方法に繋がるように助言した。また、これにより、本学大学院修了の専門看護師は8名（慢性看護2名、小児看護3名、がん看護3名）となった。 オ 大学院研究科の説明と個別相談は、オープンキャンパス（8月）及び岐阜県看護実践研究交流集会（9月）において専用ブースを設置し、個別相談に応じるとともに、「人材育成と活用に関する連絡協議会」（6月）、「共同研究報告と討論の会」（2月）、「人材育成に関する意見交換会」（2月）、及び「看護人材育成に関する三者連絡協議会」（2月）において、本学大学院看護学研究科の特徴・入試に関する情報提供を行った。	
(2) 看護生涯学習支援体制の充実				
ア 大学院研究科を県内看護職者の生涯学習支援の中核機関として位置づけ、現状改革のための看護実践研究能力と専門看護師を含めた高い技術能力の付与にかかわる多様な支援方法を開発する。	40	ア 大学院看護学研究科修了者の専門性を活用し、非常勤講師として招聘して教育研究方法について支援する。また、同窓会と協働して、専門看護師を含めた修了者の看護実践改革に向けた能力向上の支援方法について検討する。	ア 本学大学院修了者の各専門性を踏まえ、看護学研究科の非常勤講師（地域基礎看護学領域3名、機能看護学領域2名、育成期看護学領域1名、成熟期看護学領域1名、）として招聘し、教育研究方法について支援した。 また、修士論文の紀要への投稿を大学院同窓会に呼びかけ、指導教員は共著者として助言・指導を行い、その過程において看護実践研究の能力育成を継続支援	

			した。	
イ 共同研究事業と看護実践研究指導事業を通して、県内看護職者に対して改革・改善に自ら取り組むことの意義を伝え、自律的な姿勢と能力を高める活動を充実させる。	41	イ 大学院看護学研究科修了者に共同研究事業と看護実践研究指導事業への参画を呼びかけると同時に、各機関における看護実践研究を自律的に推進するための方策について助言する。	イ 共同研究事業15題及び看護実践研究指導事業4題を継続し、看護学研究科修了者の参画を呼びかけ、看護実践研究指導事業における講師等としての活動を支援した。 また、看護実践研究の具体的方法について平成25年度に本学紀要に掲載した内容に続き、看護実践研究における教育支援に関する論文を掲載し、看護実践研究の可能性と意義に関する資料を提供した。	
ウ 県内看護職者に取り組む「岐阜県看護実践研究交流会」の諸活動を支援する。	42	ウ 岐阜県看護実践研究交流会員への研究支援活動の検討を図ると共に、看護実践研究交流会の活性化に向けて企画・運営を継続して支援する。	ウ 第12回岐阜県看護実践研究交流会を9月6日(土)に開催し、172名の参加があった。交流会会員の発表演題14題のうち13演題は本学教員が研究支援を行っている研究課題であった。開催にあたっては交流会員が行う運営を支援し、平成25年度修了生等の修士論文報告15題の座長を教員が行い、意見交換の推進を支援した。 平成26年度の岐阜県看護実践研究交流会の会員への研究支援事業は16課題について行い、また年7回(4、6、7、8、11、2、3月)開催される役員会に教員が出席し、企画・運営を継続的に支援した。	
エ 県内看護職者に対し本学図書館を開放し、専門職者の基本的要件である図書・文献資料の学習環境を提供する。	43		中期計画達成済	
(3) 看護サービスに関する県内ニーズへの対応				
ア 保健・医療・福祉に係る県民ニーズとサービス提供施設側の要望とを合わせて把握し、看護サービスの充実を図る方法を追求する。	44	ア 公表されている保健、医療、福祉に係る県民ニーズのデータを基に、看護サービスのあり方について検討する。	ア 看護実践研究指導事業の各取組みにおいて、岐阜県における看護ニーズと看護サービスのあり方について検討し、必要な研修会等の企画・運営を行った。また、看護の人材育成と活用等に関する連絡協議会(6月)において、専門性の高い看護職の育成と活用について県内看護職者と意見交換を行った。	
イ 県内における専門性の高い看護職者の需要分析を行い、育成・供給計画を明らかにする。	45	イ 専門看護師コースを含めた大学院修学ニーズについて、県内看護職の需要を把握するため	イ 岐阜県看護職者・看護管理者と多様な機会(岐阜県がん診療連携拠点病院支援協議会、人材育成に関する	

		に関係機関と継続的に検討する。	意見交換会、就職ガイダンス時の懇談会等)において、専門看護師コース(慢性・小児・がん)及び大学院修士生の需要について、意見交換を行った。																
ウ 上記の県内ニーズへの対応については、県の関係機関、岐阜県看護協会と確実な連携を図り、さらには、県内看護系大学等教育機関とも協働しながら取り組む。	46	ウ 本学、岐阜県健康福祉部及び岐阜県看護協会との「看護人材に関する三者連絡協議会」並びに本学と各看護分野の代表者で構成する「看護の人材育成と活用等に関する連絡協議会」において、高度実践看護職者の育成ニーズ及び充足状況を検討する。	ウ 本学と各看護分野の代表者で構成する「看護の人材育成と活用等に関する連絡協議会」(6月)及び「看護人材育成に関する三者連絡協議会」(2月)において、高度実践看護職者(専門看護師等)の充足と育成等について協議会委員と意見交換を行った。																
(4) 県の看護政策推進への寄与																			
ア 県との連携を図り、県が実施する看護政策の効果的な展開について、大学固有の方法で協力を行う。	47	ア 保健医療計画や看護職者の需給計画の策定、県が行う各種の看護職者への研修等の企画・運営・実施・評価及び講師派遣に関する支援を行う。	ア 岐阜県がん診療連携拠点病院支援協議会や岐阜県福祉サービス第三者評価推進審議会等の各種委員に引き続き就任するとともに(下記表1)、各種研修について企画・運営等の支援(下記表2)、及び各研修会の講師派遣を行った(下記表3)。 表1:各種委員会委員状況(岐阜県)																
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>委員会委員名</th> <th>委員担当 開始年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岐阜県公衆衛生研修会評議員</td> <td>平成12年度</td> </tr> <tr> <td>岐阜県がん診療連携拠点病院支援協議会委員</td> <td>平成19年度</td> </tr> <tr> <td>岐阜県准看護師試験委員</td> <td>平成22年度</td> </tr> <tr> <td>岐阜県高齢者安心計画作成・推進委員会委員</td> <td>平成23年度</td> </tr> <tr> <td>岐阜県福祉サービス第三者評価推進審議会委員</td> <td>平成24年度</td> </tr> <tr> <td>岐阜県障害児通所給付費等不服審査会委員</td> <td>平成24年度</td> </tr> <tr> <td>岐阜県障害者介護給付費等不服審査会委員</td> <td>平成25年度</td> </tr> </tbody> </table>	委員会委員名	委員担当 開始年度	岐阜県公衆衛生研修会評議員	平成12年度	岐阜県がん診療連携拠点病院支援協議会委員	平成19年度	岐阜県准看護師試験委員	平成22年度	岐阜県高齢者安心計画作成・推進委員会委員	平成23年度	岐阜県福祉サービス第三者評価推進審議会委員	平成24年度	岐阜県障害児通所給付費等不服審査会委員	平成24年度	岐阜県障害者介護給付費等不服審査会委員	平成25年度
委員会委員名	委員担当 開始年度																		
岐阜県公衆衛生研修会評議員	平成12年度																		
岐阜県がん診療連携拠点病院支援協議会委員	平成19年度																		
岐阜県准看護師試験委員	平成22年度																		
岐阜県高齢者安心計画作成・推進委員会委員	平成23年度																		
岐阜県福祉サービス第三者評価推進審議会委員	平成24年度																		
岐阜県障害児通所給付費等不服審査会委員	平成24年度																		
岐阜県障害者介護給付費等不服審査会委員	平成25年度																		



表2：各種研修会企画・実施状況（岐阜県）

研修名等	対象者等	
医療的ケア専門研修（7・8月）	特別支援学校の看護講師	
保健室経営の充実（7月）	教員免許更新対象者	
障がい児の疾患と医療的ケアの理解（8月）		
高齢者権利擁護推進に係る看護実務者研修（3月）	高齢者福祉施設看護職員	
保健師現任研修	新任者研修（7・2月）	新規採用の保健師
	ステップアップ研修（9・2月）	採用後4・5年目の保健師
	中堅後期保健師研修（6・10・2月）	採用11～16年程度の保健所保健師

表3：各種研修会の講師派遣状況（岐阜県）

研修名等（派遣人数）	研修担当機関等
平成26年度医療的ケア専門研修 講師（5名）	岐阜県教育委員会 岐阜県総合教育センター
岐阜県小中学校教育研究会 講師（1名）	岐阜県小中学校教育研究会揖斐郡支部養護教諭部会
岐阜県高等学校教育研究会 講師（1名）	岐阜県高等学校教育研究会保健部会
高齢者権利擁護推進に係る看護実務者研修 講師（6名）	岐阜県福祉総合相談センター
新任保健師研修 講師（8名）	岐阜県保健医療課
保健師ステップアップ研修	岐阜県保健医療課

			<table border="1"> <tr> <td>講師（8名）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中堅後期保健師研修 講師（2名）</td> <td>岐阜県保健医療課</td> </tr> <tr> <td>保健所保健師の保健活動に関する検討会 オブザーバー（1名）</td> <td>岐阜県保健医療課</td> </tr> </table>	講師（8名）		中堅後期保健師研修 講師（2名）	岐阜県保健医療課	保健所保健師の保健活動に関する検討会 オブザーバー（1名）	岐阜県保健医療課	
講師（8名）										
中堅後期保健師研修 講師（2名）	岐阜県保健医療課									
保健所保健師の保健活動に関する検討会 オブザーバー（1名）	岐阜県保健医療課									
イ 大学本来の機能を活かし、調査研究や情報収集を行い、看護学教育や人材育成、看護実践の改善に係る課題解決に向けた創造的な提案を行うなど、シンクタンクの役割を果たす。	48	イ 保健師、看護師、助産師及び養護教諭等の人材育成、看護実践力の改善等について、本学看護研究センター事業をとおして研究的に提案を行う。	<p>イ 看護実践指導事業のうち「利用者ニーズを基盤にした退院支援の質向上に向けた看護職者への教育支援」を県医療整備課と連携して行った。退院支援における看護職者への教育支援のニーズは高く、県内44医療機関から、ベーシック研修に161名、フォローアップ研修に28名の参加があり、修了書はベーシック研修145名、フォローアップ研修27名に付与した。</p> <p>共同研究「保健師の実践能力の発展過程と現任教育のあり方」を通して、中堅保健師の人材育成について提案を行なった。</p> <p>また岐阜県の各種研修会における講師派遣のみならず、文部科学省、看護系大学大学院、岐阜県看護協会、市町村各種協議会等の委員・講師派遣を行うとともに、平成26年度は日本糖尿病教育看護学会の第19回学術集会の開催を本学教員が主催し（9月20日～21日、長良川国際会議場・岐阜都ホテル）、ハーバード大学医学部附属ジョスリン糖尿病センターから講師（K. ワインガー博士）等を招聘し、3000人以上の参加者のもと看護のあり方についての提言を通して看護の質向上へ向けて貢献した。</p>							

4 教育研究組織と実施体制に関する目標を達成するための措置

中期目標	<p>(1) 適正な教育研究組織及び教員配置 教育、研究、地域貢献の目標をより効率的・効果的に達成するため、必要な教育研究組織を構成し、教員を適正に配置する。</p> <p>(2) 教員の能力向上 より質の高い教育研究を実施するため、研修の充実など教員の能力開発を推進する。</p> <p>(3) 外部諸機関との連携 大学の教育研究活動の充実を図るため、県内の保健・医療機関、福祉施設など外部機関との効果的な連携体制を構築する。</p>
------	--

中期計画	通し番号	年度計画	計画の実施状況（自己評価の判断理由）	評価委員会による確認
(1) 適正な教育研究組織及び教員配置				
<p>ア 本学が掲げる教育、研究及び地域貢献に関する目標を達成するための教員体制をつくり、これらを効果的に実行するための運営体制をつくる。</p> <p>そのために、優れた資質を有する教員を確保し、組織的取組みによって、常にその能力の向上を図る体制をつくる。</p>	49	<p>ア 教員体制は、看護学科の教育及び地域貢献を効率的に展開するため、地域基礎看護学・機能看護学・育成期看護学・成熟期看護学の4専門領域及び看護研究センター責任者を中核に、連携協働により教育研究実施体制の充実を図る。</p> <p>イ 教員の研究教育能力を発展させるために大学院博士前期・後期課程での修学を支援する体制を推進する。</p>	<p>ア 本学の教育研究および地域貢献等について、4専門教育及び看護研究センター教員は、協働で共同研究事業、看護実践研究指導事業、FD活動および自己点検活動等を行うとともに、相互に情報を提供・共有しながら諸活動を推進する充実した体制を継続した。</p> <p>イ 領域責任者は領域内の教員について、大学院博士前期及び後期課程の就学状況を把握し、個別的な学修支援を継続した。</p>	
<p>イ 看護学科の専門関連科目・教養科目、看護学研究科の基本科目においては、広い分野の非常勤講師を効率的に採用し、人材育成基盤の充実を図る。</p> <p>専門看護師コース科目については、当該分野の専門性にふさわしい非常勤講師の採用を行い、教育の充実を図る。</p>	50	<p>ウ 看護学部看護学科及び大学院看護学研究科の非常勤講師については、岐阜県内の大学等の諸機関と連携して、情報収集を図り、専門性に基づく配置により、教育内容の充実と教育効果を図る。</p>	<p>ウ 非常勤講師を採用する場合は、教育効果を検討し、本学の教育目標に適合する教員の確保に努めた。学科においては「人体・治療学」「生涯発達論」「英語VI」「現代社会と哲学」の非常勤講師を、上記の方針に基づき、新たに採用した。</p> <p>大学院においては特に看護専門性を審議し、大学院修了者、看護管理者等を非常勤講師として採用した。</p>	
<p>ウ 専門科目については、臨地実習を含め看護学科の授業科目を担当できる教員体制の充実を努める。</p>	51	<p>エ 専門科目については臨地実習を担当できる教員の充足を図るため、産休、育休、欠員等で教員が欠けた場合は、任期付助教の活用も含めて実習体制を維持する。</p>	<p>エ 専門科目において臨地実習の質を確保するために、産休・育休で教員が欠けた状況に応じて任期付助教を採用した（1名）。</p>	

(2) 教員の能力向上				
ア 本学の理念と目標に沿った教員育成をするために、ファカルティ・ディベロップメント等を実施する。	52	ア ファカルティ・ディベロップメント活動として、学生の学士力及び主体的学修能力の育成、専門科目の教育能力向上、専門科目と専門関連科目の関連性の強化、研究倫理遵守等の研修を組織的に企画し、実施する。	ア ファカルティ・ディベロップメント活動として次の企画を行い、ほぼ全教員が参加した。 ・「文部科学省科学研究費補助金申請に向けた研修会」(8月25日、参加率91%) ・「学生の主体的な学修支援」及び「生涯学習の基盤づくりにおける本学の教育の成果について」研修会(9月24日、参加率98%) ・「研究倫理に関する研修会」(12月24日、参加率100%) ・「平成26年度特別研修会：本学の原点から将来のあり方について考える」(3月20日、参加率98%)	
イ 現場看護職と協働した教育体制強化のために、実習施設の看護職を含めたファカルティ・ディベロップメントを行う。	53	イ 実習施設別に教員と施設の看護管理者及び実習指導者が実習目的・学修成果を確認・共有し、組織的な指導体制を整備し充実を図る。	イ 領域実習及び卒業研究の実習終了後に、各領域での振り返りを行い、その後本学担当教員と個々の施設看護責任者・実習指導看護職と意見交換し、次年度への実習教育体制について対応策を検討した(延べ146施設との意見交換会の実施)。	
(3) 外部諸機関との連携				
実習施設となる県内施設等の看護職者と連携を図り、看護サービスの質の向上と臨地実習の充実、卒業者の新任期の研鑽の場としての充実を図る。	54	ア 実習施設(保健、医療、福祉、教育機関)の看護管理者・臨地実習指導者との連携を深め、当該施設の看護課題の解決に向けた研究的取り組みの支援を行い、実習指導体制の強化を図る。 イ 県内の主な実習施設及び卒業者が多く就業している医療機関の管理者と新任期の定着及び人材育成に関する意見交換を行い、職場定着支援、看護実践能力の育成支援を行う。	ア 本学の実習施設である県内医療施設による就職ガイダンス時に、医療施設看護管理者との懇談会を開催し、連携体制を深めた(看護部長及び看護副部長17名が出席)。また、臨地実習施設との共同研究を継続して実施した。さらに、卒業者の新任期の能力獲得と支援について岐阜県総合医療センターの看護部と意見交流会を開催し、本学卒業者の看護実践能力獲得過程と支援のあり方について検討を行った。 イ 県立多治見病院及びひ久美愛厚生病院を訪問して「人材育成に関する意見交換会」を開催し、看護部長・副看護部長、本学卒業生18名、学長・学部長・研究科長・領域責任者・看護研究センター教員等が看護実践能力の育成について意見交換した。	

○ 大学の教育研究等の質の向上に関する特記事項

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 看護学部看護学科

学生が本学卒業時点において看護職としての基礎能力を修得していることを保証するために、4年次に授業科目として看護学統合演習を実施し、看護実践能力にかかわる学修到達状況の自己・他者評価に基づき、卒業時まで約半年かけて、学生が自身の能力向上に取り組み、教員による最終評価により、全学生において、学び続ける力が向上したことを確認することができた。

また、生涯学習の基盤づくりとしての学士課程教育の成果の明確化と学修支援方法の充実を図ることを目的として、平成25年度に調査した卒業研究における学生の思考過程の分析結果を踏まえて、ファカルティ・ディベロップメント（FD）研修会において、本学の教育の成果からみた生涯学習の基盤とは何か、生涯学習の基盤づくりのための教育方法について、全教員が参加して小グループで討議した。討議では、生涯学習の基盤として、「実践から学ぶ」「主体的に学ぶ姿勢をつくる」「他者とのやりとりから学ぶ」「知識を用いて理論的に疑問を解決する」「広い視野をもち物事を考える」等が挙げられ、本学の教育の成果として、自分で調べる、考える、気づく、表現する、関係をつくる、相談する、実践する、調整する等多様な側面の能力が修得されており、これらの能力を培うための教育方法の工夫が共有された。この研修会によって、今後本学の教育の成果をより明確にして、学修支援方法の充実を検討するための入口を導くことができた。

法人第2期に向けて、これまでの本学の取り組みの成果及び今後に向けた課題を明確にするプロジェクトを開始した。平成26年度は、本学卒業後10年以上の者（約240名）を対象として、学士課程4年間の教育の成果と課題、卒業後の看護職としての活動状況と課題を把握し、卒業後の支援を含めた大学の教育や取り組みを検討する調査計画を立て、今後の基盤づくりをした。

(2) 大学院看護学研究科

平成26年度は、博士前期課程10名、博士後期課程2名が修了した。博士前期課程のうち3名は、専門看護師コースの修了者（慢性看護2名、がん看護1名）であり、次年度、専門看護師認定審査を受ける予定である。

平成25年度に専門看護師コースを修了した1名（慢性看護1名）に対しては、専門看護師認定審査に向けて指導教員が中心となって相談・支援を行った。その結果合格し、本学修了者の専門看護師は8名（慢性看護2名、小児看護3名、がん看護3名）となった。

日本看護系大学協議会の専門看護師教育課程基準の改訂に伴い、本研究科の教育目標である看護実践の場で活躍する専門性の高い人材の育成に向けて、教育課程を見直し充実させるために、平成25年度から臨床薬理学を開講し、26年度は看護ヘルスアセスメント、病態生理の開講準備を行った。

本研究科の博士前期課程の教育目標は、看護実践の具体的諸課題に焦点をあて、その問題解決能力の育成であり、平成18年度からFD研修会を継続実施し、4領域に共通した修士論文（専門看護師コースにあっては課題研究レポート）の指導方法の開発に取り組んできている。修了時に実施している学生・同僚・上司による評価（三者評価）結果では、概ね博士前期課程の教育目標に合致した人材育成ができていたことが確認できた。また、修了者調査を実施し、今後の方向性を確認した。

さらに、博士前期課程・博士後期課程の学位授与方針を作成し、平成25年度に研究科委員会における検討を経て平成26年度学生便覧に明記した。

2 研究に関する目標を達成するための措置

教員が自己の専門性を深めると同時に、その成果が学部・大学院教育方法の開発に連動するように、研究活動は個人及び領域単位に主体的・計画的に行うことを継続して実施した。研究基盤づくりの一つとして文部科学省科学研究費助成事業申請に向けたFD研修会を実施し、さらに申請者は研究計画書の作成において領域教授及び領域責任教授の指導を受け、次に学部長・学長が申請書の内容を確認し、個別の面談により最終指導を行った。平成26年度は前年度に新規申請した10件のうち5件が採択され、教員の30%（15名：新規5名、継続10名）が科学研究費助成事業の研究代表者となった。研究成果を適切な方法で公表して外部評価を受けることができる機会として、本学紀要、関連する学会学術集会及び学会誌への投稿等があり、本学紀要への掲載は、原著3編、研究報告4編、資料7編で総数14編となった。また著書、学会誌等への論文掲載（欧文掲載を含む）、学会学術集会への発表（欧文発表を含む）、報告書編纂（文部科学省科学研究費助成事業研究成果報告書）等、各領域による専門的な発表が積極的になされるとともに、海外研修支援事業の活用により2名が国際看護系学術集会にて研究発表を行う等、質量ともに充実した。紀要への本学教員の博士論文や修士論文の掲載は従来からされているが、平成24年度から開始した本学大学院修了者が修士論文を指導教員と共著で投稿できる制度により8編が掲載された。

共同研究事業の15研究課題はすべて研究倫理審査部会の審査を経て進めており、共同研究する看護職者の職場は医療・保健・福祉機関と岐阜県内の多くの分野に及んでおり、職種も看護師・保健師・助産師と多様であり、教員は研究的に取り組む過程で、看護実践課題への解決能力の向上と教育能力向上の発展に繋げている。

### 3 地域貢献に関する目標を達成するための措置

本学は岐阜県内看護職者の生涯学習支援拠点としての役割を重視していることから、本学教員と現場看護職者が共に看護実践の改善改革を目指す共同研究事業及び看護実践研究指導事業等を継続的に推進した。共同研究事業は15課題に取り組み、「共同研究報告と討論の会」の開催では125名の看護職者の参加を得た。看護実践研究指導事業は4課題について各種研修会を含め実施したところ各種研修会における岐阜県看護職者のニーズは高く、下記のような状況であった。

県内医療機関の看護職者を対象に「利用者ニーズを基盤とした退院支援の質向上に向けた看護職者への教育支援」に関する研修会（講義とグループワーク）を県医療整備課と協働で行い、県内44の医療機関からベーシック研修に161名、フォローアップ研修に28名の参加者があり、研修後の課題レポート提出を踏まえ当該研修会の修了書（ベーシック研修145名、フォローアップ研修27名）を授与した。「地域における母子保健活動の充実に向けた研修会」では、地域で取り組む育児支援を考えることを目的とし2回の研修会を開催した。第1回は「地域で取り組む育児支援：医療施設・地域保健・子育て支援の連携を目指して」をテーマに開催し、助産師9名、保健師5名、看護師1名、保育士1名の参加があった。第2回は「地域の産科診療所の助産師外来」等をテーマに開催した。「特別支援学校に勤務する看護師の専門性の向上と自立への支援」では看護師の専門性向上と自立への支援を目的として取り組み、それぞれの看護師の悩みや戸惑いを話し合いながら看護師同士が繋がるピアサポート体制を創るために研修会を3回開催し、看護師延べ30名の参加があった。これらの取り組みにより看護実践における課題を踏まえた看護職者の支援活動を行うことができた。

看護人材育成の拠点として看護学科卒業者の就業定着を支援するために、「卒後1年目交流会」「卒後2年目交流会」を各2回及び「看護実践を語る会」を学部同窓会との共催で開催した。また看護学科卒業者及び大学院修了者が比較的多く就業している県内2医療機関（東濃地域、飛騨地域）において看護部管理者と卒業生、学長・学部長・研究科長・看護学領域責任教授および看護研究センター教員が、それぞれの看護実践活動の状況と今後の看護実践の改善・改革を推進する課題及び本学が実施している生涯学習支援の活用に関する課題とその改善策について共有し、今後協働して取り組む体制について意見交換した。

### 4 教育研究組織と実施体制に関する目標を達成するための措置

学生の主体的な学修を促す教育の在り方について発展的に検討することを目指し、学士課程に関する研修会として9月に「学生の主体的な学修支援」及び「生涯学習の基盤づくりにおける本学の教育の成果について」をテーマに研修会を行い、平成25年度に実施した看護系大学（三重）との学外交流内容について共有し、学士課程教育において学生の主体的学修能力を育成する教員の役割と教育方法について広い視野から検討した。また、12月には「研究倫理に関する研修会」をFD委員会と研究倫理審査部会が協働で開催し、人を対象とした看護学研究における倫理について深く考える機会とした。さらに3月には

「平成26年度特別研修会：本学の原点から将来のあり方について考える」を全職員対象に開催し、看護学高等教育機関としての本学の使命及び開学から今日までの取り組みの実績等について認識を新たにし、今後の発展に向けてディスカッションを行い、本学の教員一人ひとりが自らの教育研究活動等について考える機会とした。さらに教員が本学の教養科目における学生の学びを理解し、教育目標を効果的に達成できるように、教養基礎科目の「英語」（8科目）、「情報」（2科目）、「日本語」（1科目）、「生涯体育」（3科目）について、学生の学びに関わる状況と課題等を各科目の学内担当教員が説明し、共有した。このように全教員を対象に計画的に、必要な課題についてFD活動を行い、教員の教育能力を研鑽した。

看護学科の教育を担当する教員の教育・研究能力の質を担保するために、教員には修士（看護学）の学位及び博士（看護学）の学位を修得するように、本学大学院及び他看護系大学院への就学を指導し支援した。平成26年度は本学を含め看護系大学院博士前期課程に5名の教員、博士後期課程に6名の教員が就学しており、その結果、講師以上は7割が博士の学位取得及び履修中となり、助教は7割が修士の学位取得及び履修中となった。

卒業者が就職している医療施設に訪問し「人材育成に関する意見交換会」を開催し、看護部、卒業生、大学教員が看護実践能力の研修方法について意見交換し、卒業者の実践能力向上の支援を継続して行うとともに、本学卒業生の卒業後の看護実践能力獲得過程について把握し、医療施設と大学が協働して支援する体制について検討を行った。

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 業務運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

中期目標	(1) 業務運営体制の構築 機動的かつ弾力的な法人運営を行うために、理事長(学長)のリーダーシップが円滑に発揮できる体制を確立し、小規模法人にふさわしい業務運営体制を構築する。
	(2) 教員及び事務職員の連携体制の構築 効率的な業務運営を図るために、教員と事務職員の連携・協力体制を構築する。
	(3) 外部意見の反映 役員や審議会委員に積極的に学外者の登用を図り、外部の視点を生かした幅広い法人運営を行うとともに、看護の現場に勤務する看護職の意見を反映した人材育成を行うなど、地域に開かれた法人運営を目指す。
	(4) 業務運営の適正化 法人の業務運営の適正化を確保するため、内部監査の充実を図る。

中期計画	過年度の検証結果					通し 番号	年度計画	法人による自己評価		評価委員会による検証	
	H22	H23	H24	H25	H26			計画の実施状況、判断理由等	評価	検証	判断理由等
(1) 業務運営体制の構築											
ア 理事会を中心とした業務運営体制を構築するとともに、経営審議会及び教育研究審議会の意見を反映し、大学管理運営の強化を図る。	III	III	III	—		55		中期計画達成済			
イ 6年間の見通しに基づく業務実施体制を確立する。	III	III	III	III		56	法人移行後の法人と大学の2元体制を検証し、この体制が機能するよう合理化を図る。	各組織がより機能しやすい体制づくりのため、13の対策会議のあり方について見直しを行い、統廃合に向け方針を作成した。	III		
ウ 理事長、常勤理事等で構成する法人・大学管理運営会議を設置し、法人及び大学運営の迅速な意思決定を図る。	III	—	—	—		57		中期計画達成済			
(2) 教員及び事務職員の連携体制の構築											
教員と事務職員が各々の専門性を十分に発揮し、大学の掲げる教育、研究及び地域貢献に関する目標を達成するため、教授会と一体となって法人及び大学の運営に取り組む体制を構築する。	III	III	—	—		58		中期計画達成済			

(3) 外部意見の反映										
ア 学外の有識者や専門家を理事、経営審議会委員及び教育研究審議会委員に登用する。	III	—	—	—		59			中期計画達成済	
イ 県内の看護職の意見や現場における課題等を把握し法人運営に活用する。	III	III	III	III		60	「看護の人材育成と活用等に関する連絡協議会」の他、県内の看護関係組織等との交流の場を活用し、県内の看護課題について大学が関わる課題や大学への意見要望を継続して把握する。	「看護の人材育成と活用等に関する連絡協議会」を開催し、看護活動及び人材育成に関する課題の把握と今後の取組みに向けての意見交流を行った。(平成26年6月18日開催 委員数10名 うち参加者9名) また、いただいた意見については、議事録を作成し大学HP上で公開した。	III	
(4) 業務運営の適正化										
ア 内部監査制度を構築するとともに、公認会計士など専門家による業務指導を踏まえ、法人の業務運営の適正化を図る。	III	III	III	—		61			中期計画達成済	
イ 内部監査に従事する職員の専門性の向上を図る。	III	III	III	III		62	内部監査に使用する内部監査チェックシートの見直しを図る。	内部監査(平成26年9月3日実施)に向け、既存のチェックシートがより実態に即した形になるよう見直しを行った。	III	



2 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

中期目標	(1) 人材の確保
	<p>ア 教員 大学の教育研究の質の維持向上を図るため、柔軟かつ多様な雇用形態や勤務形態を導入するなどにより、創造性豊かな教員の確保に努める。</p> <p>イ 事務職員 計画的な採用等により、法人の特性にあった専門性の高い事務職員の確保に努める。</p>
	(2) 評価制度の構築
	法人業務の質の向上を図るため、職員的能力・業績を適正に評価する制度について研究し、制度を構築する。

中期計画	過年度の検証結果					通し 番号	年度計画	法人による自己評価		評価委員会による検証	
	H22	H23	H24	H25	H26			計画の実施状況、判断理由等	評価	検証	判断理由等
(1) 人材の確保 ア 教員											
(7) 裁量労働制の導入など教員の勤務実態にあった働きやすい環境整備により、教員の確保を図る。	III	III	III	III		63	教員が主体的に健康管理のできる環境を充実させる。	教員が自由に歓談できるサロンの整備を行った。また、共済組合事業の「運動実践セミナー（有酸素運動）」を利用し健康づくりへの取り組みを実施した。	III		
(4) 育児休業や欠員等に対する期間限定の任期付雇用制度を設ける。	IV	—	—	—		64		中期計画達成済			
イ 事務職員											
社会人採用枠等を含む事務職員プロパー化計画を作成し、法人職員を順次採用する。	—	III	III	III		65	プロパー採用計画に基づき、民間企業など職務経験者採用試験を実施する。	採用計画に基づき、新規採用職員（民間企業職務経験者）を募集し、採用試験を実施した結果、1名を採用した。また、選考により2名の採用を行った。	III		
(2) 評価制度の構築											

<p>職員の能力・業績に関しては、公正で、かつ、透明性の高い評価方法の仕組みを検討し、適切な評価制度を構築する。</p>	III	IV	III	III		66	<p>教員評価制度の構築に向けて、ワーキンググループを立ち上げて制度原案を検討する。</p>	<p>教員評価ワーキンググループで教員評価制度の原案を作成し、人事管理対策会議にて制度の構築を決定した。平成27年度は制度を試行し、平成28年度から本格的に実施することとした。</p>	III		
--	-----	----	-----	-----	--	----	--	--	-----	--	--

3 事務の実施体制の充実及び効率化に関する目標を達成するための措置

中期 目標	(1) 実施体制の充実 適正に事務組織を構成し、事務職員を配置するなど、法人業務の特性を踏まえた事務実施体制を構築する。
	(2) 事務職員の育成 業務運営の充実及び効率化を図るため、事務職員の研修の充実など能力開発や人材育成に努める。
	(3) 事務の効率化 事務の集約化・簡素化と適正な配分等により、事務処理の効率化を推進する。

中期計画	過年度の検証結果					通し 番号	年度計画	法人による自己評価		評価委員会による検証	
	H22	H23	H24	H25	H26			計画の実施状況、判断理由等	評価	検証	判断理由等
(1) 実施体制の充実											
事務実施体制を随時見直すとともに、その結果に基づき、事務職員の適正配置の基本方針を作成する。	—	III	III	III		67	事務職員の適性配置に向けた方針を作成し、次期中期計画期間の事務職員体制を検討する。	効率的な業務体制の確立に向けて事務職員体制の見直しを行い、基本方針を策定した。	III		
(2) 事務職員の育成											
事務職員の基礎的、専門的な能力向上を図るため、体系的な職員研修体制を整備する。	II	IV	—	—		68		中期計画達成済			
(3) 事務の効率化											
ア 大学の特性に適合した会計制度を構築し、各種事務処理手続の効率化を図る。	III	III	III	III		69	ア 法人及び大学の業務運営の合理化及び効率化を図るために、業務改善提案表彰制度を創設する。	ア 業務運営の合理化及び効率化を図り、職員の士気の高揚と能力開発に繋げるため、業務改善提案表彰制度を創設した。	III		
イ 事務処理マニュアルの整備及び業務フローの見直しを進め、事務手続の合理化を図る。	III	III	III	III		70	イ 出張時の事務手続の簡素化を進める。	イ 教員の出張のうち、最も多い実習等にかかる出張手続きについて作成書類を一部省略するなど事務の合理化を図った。	III		

4 危機管理に関する目標を達成するための措置

中期目標	<p>教育研究活動を円滑に実施するため、学生及び職員の健康の確保及び事故、犯罪、災害等の発生の未然防止に努める。</p> <p>また、健康を脅かす事案や事故等が発生した場合に迅速に対処できる危機管理体制を整備する。</p>
------	---

中期計画	過年度の検証結果					通し 番号	年度計画	法人による自己評価		評価委員会による検証	
	H22	H23	H24	H25	H26			計画の実施状況、判断理由等	評価	検証	判断理由等
(1) 危機管理に関するマニュアル作成と体制の確立											
ア 危機管理マニュアルを作成し、危機時の対応方法を明示する。	—	III	III	II		71	ア 学生に関する危機管理を追加し、本学の危機管理マニュアルを充実させる。	ア 地震・台風・火災等の災害対応と不審者対応及び安否確認・職員参集・避難誘導方法をまとめた「災害等対応マニュアル」を策定した。平成27年度に教職員及び学生に対し周知していく。	III		
イ 安全管理の課題把握を確実にを行い、これに基づく予防対策の推進、課題発生時の対応体制の充実を図る。	III	III	III	III		72	イ 安否確認訓練を本格的に実施するとともに、学生及び教職員の危機管理に対する意識の向上を図る。	イ 一年次生を主対象とした消防避難訓練と全学生及び教職員を対象とした安否確認訓練を実施した。	III		
(2) 安全環境の確保と指導											
ア 学生、職員等にかかわる日常の安全環境の確保、防犯、防災や不適切な勧誘への対策・指導を充実させ、学内外に及ぶ安全を確保する。	III	III	III	—		73		中期計画達成済			
イ 地元教育委員会、警察署など地域関係者と適切な連携体制を確立する。	III	III	—	—		74		中期計画達成済			
(3) 健康危機管理と対策											
ア 学生、職員など全学的に各種感染症の予防指導を推進する。	III	III	III	—		75		中期計画達成済			

イ 問題発生時には、健康危機管理の組織的な取り組みができる体制を整備する。	III	III	—	—		76		中期計画達成済			
(4) 情報セキュリティポリシーの確立											
情報セキュリティを確保するため基本方針の策定、研修の実施により、情報資産の管理体制を確立する。	II	III	IV			77	<p>情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ対策基準に基づき、特にUSBメモリ等の外部記録媒体の管理について効果的な対策を講じる。</p> <p>また、情報セキュリティ研修を実施する。</p>	<p>USBメモリ等の外部記録媒体の管理等の基準を定めるために、「外部記録媒体の管理及び利用に関するマニュアル(案)」について検討した。</p>	II		

○ 業務運営の改善及び効率化に関する特記事項

1 人事の適正化に関する目標を達成するための措置

(1) プロパー職員採用試験の実施

プロパー職員採用計画に基づき、法人化後4回目の事務局職員（民間企業等職務経験者）の採用試験を実施した。

- ・第1次試験 平成26年 8月11日(月) 書類選考  
(受験者数29名、合格者数18名)
- ・第2次試験 平成26年 9月21日(日) 社会人基礎試験、論文試験  
(受験者数15名、合格者数11名)
- ・第3次試験 平成26年10月26日(日) 口述試験、グループ討論  
(受験者数11名、合格者数3名)
- ・第4次試験 平成26年11月23日(日) 口述試験  
(受験者数3名、合格者数1名)

(2) プロパー職員選考採用の実施

司書の交代及びプロパー職員採用計画の前倒し実施により、司書1名及び事務局職員1名の選考採用を行った。

2 危機管理に関する目標を達成するための措置

(1) 消防訓練の実施

- <日時> 平成26年6月17日(火)
- <対象者> 1年次生80名、教職員80名ほか
- <参加者> 1年次生80名、教職員約40名、委託業者3名(清掃・ヘルプデスク)
- <実施内容> 初期消火訓練、避難訓練、救急車機能説明、ストレッチャー体験

(2) 安否確認訓練の実施

- <日時> 平成27年1月27日(火)～1月29日(木)
- <対象者> 教職員80名、全学生360名

第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 自己収入の確保に関する目標を達成するための措置

中期 目標	<p>(1) 外部資金の獲得 科学研究費補助金など外部資金の獲得に努める。</p> <p>(2) その他自己収入の確保 施設の有効活用について検討を行い、適正な使用料収入の確保に努める。</p>
----------	---

中期計画	過年度の検証結果					通し 番号	年度計画	法人による自己評価		評価委員会による検証	
	H22	H23	H24	H25	H26			計画の実施状況、判断理由等	評価	検証	判断理由等
(1) 外部資金の獲得											
文部科学省科学研究費補助金等の外部資金の採択率向上への対策等を行い、獲得に向けた申請を積極的に行う。	III	III	III	—		78		中期計画達成済			
(2) その他自己収入の確保											
ア 学外者に対し、教育研究に支障のない方法で施設等を実費など適正な料金で開放する。	IV	III	—	—		79		中期計画達成済			
イ 財務内容により教育研究のサービス低下に繋がることのないよう、受益者負担の原則に基づく利用者の応分の負担を検討する。	III	III	III	—		80		中期計画達成済			

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

中期目標	職員のコスト意識の改革や事務処理の効率化等により、法人運営経費の抑制に努める。
------	---

中期計画	過年度の検証結果					通し 番号	年度計画	法人による自己評価		評価委員会による検証	
	H22	H23	H24	H25	H26			計画の実施状況、判断理由等	評価	検証	判断理由等
(1) 役員及び職員の経営感覚やコスト意識を高める。	III	III	III	—		81		中期計画達成済			
(2) 管理的経費の削減を図る。	III	III	III			82	予算編成方針に定める配分予算の95%執行目標について周知徹底を図る。	平成26年度第1回の教員会議(4月10日開催)において全教員に95%執行目標を周知したほか、事務職員にはメールにより周知した。	III		



3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

中期 目標	適正な資金管理を行い、資金の安全かつ効率的・効果的な運用に努める。
----------	-----------------------------------

中期計画	過年度の検証結果					通し 番号	年度計画	法人による自己評価		評価委員会による検証	
	H22	H23	H24	H25	H26			計画の実施状況、判断理由等	評価	検証	判断理由等
資金については、運用基準を定め、安全かつ効率的な運用を図る。	III	III	III	—		83		中期計画達成済			

○ 財務内容の改善に関する特記事項

特記事項なし

第4 教育及び研究並びに組織及び運営の状況についての自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置  
 1 自己点検・評価に関する目標を達成するための措置

中期 目標	教育研究活動及び法人運営について、定期的に自己点検及び評価を行うとともにその結果に基づく改善措置を実施する。 また、自己点検及び評価の結果を定期的に公表する。
----------	--

中期計画	過年度の検証結果					通し 番号	年度計画	法人による自己評価		評価委員会による検証	
	H22	H23	H24	H25	H26			計画の実施状況、判断理由等	評価	検証	判断理由等
(1) 毎年度末に、自己点検・評価結果に基づく改善措置を計画し、次年度の取組みとして推進する。	III	III	III	—		84					
(2) 機関別認証評価については、7年毎に財団法人大学基準協会にて受審する。	III	III	III	—		85					

2 情報公開の推進に関する目標を達成するための措置

中期 目標	県民に対する説明責任を果たすため、法人の諸活動の実績等について適切な方法で公表し、法人運営の透明性を図る。
----------	---

中期計画	過年度の検証結果					通し 番号	年度計画	法人による自己評価		評価委員会による検証	
	H22	H23	H24	H25	H26			計画の実施状況、判断理由等	評価	検証	判断理由等
(1) 本学の研究紀要等の研究成果物はホームページ上でも公表する。	III	III	—	—		86		中期計画達成済			
(2) 法人運営の透明性を進め、県民に対する説明責任を果たすため、財務諸表等のほか、大学の運営状況についても、ホームページで公表する。	III	III	III	III		87	本学ホームページを、より利用しやすく、分かりやすいものにリニューアルする。	ホームページをリニューアルするために、公募型プロポーザル方式により業者の選定を行い、年度末に契約業者を決定した。 平成27年度中にホームページをリニューアルする予定である。	III		

○ 教育及び研究並びに組織及び運営の状況についての自己点検・評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する特記事項

特記事項なし

第5 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設・設備の整備、活用等に関する目標を達成するための措置

中期目標	良好な教育研究の環境を確保するため、法人の施設・設備の計画的な維持管理を行うとともに、有効活用を図る。
------	---

中期計画	過年度の検証結果					通し 番号	年度計画	法人による自己評価		評価委員会による検証	
	H22	H23	H24	H25	H26			計画の実施状況、判断理由等	評価	検証	判断理由等
(1) 本学の理念と目標に向けた図書館の蔵書充実を図る。	III	III	III	III		88	(1) 古い図書の除籍を促進するとともに、看護等に関する新しい図書の充実を図る。	(1) 図書管理規程に従い、図書3,171点(内訳:複本2,888、受入れ後10年経過54、国試関係9、製本雑誌220)を除籍した。除籍については、学内教職員・学生・市民への無償配布(904)、他の図書館への譲渡(565)、売却(894)、廃棄(808)と適正な方法によって行った。	III		
(2) 施設の整備については、中長期的な計画を策定する。	—	III	—	—		89	/	中期計画達成済	/		
(3) 施設、設備等の適切な維持管理を行い、有効な活用を図る。	III	III	II	III		90	(2) 雨漏り等経年劣化による施設の修繕対策に着手する。	(2) 研究棟西側の雨漏り修繕については、平成25年度の状況調査の結果をもとに修繕工事を計画した。平成27年度に実施予定である。 また、講義棟・実習棟渡り廊下の雨漏りについては屋根の新設により雨漏りを防止できた。 その他経年劣化部分について、必要に応じ修繕を行った。	III		

2 倫理に関する目標を達成するための措置

中期目標	<p>良好な教育研究活動や職場環境の維持を図るため、学生及び職員の倫理観を高め、人権意識の向上に積極的に取り組むとともに、ハラスメント等の行為の発生の未然防止と対応体制の確立を図る。また、法人が行うすべての業務において、個人情報の管理を確実にし、管理方法の点検を推進する。</p>
------	--

中期計画	過年度の検証結果					通し 番号	年度計画	法人による自己評価		評価委員会による検証	
	H22	H23	H24	H25	H26			計画の実施状況、判断理由等	評価	検証	判断理由等
(1) 法人の倫理綱領を策定し、これを遵守し、人権意識の向上に積極的に取り組むとともに、個人情報の管理を確実にし、個人情報を適切に管理を行う。	III	III	III	III		91	(1) チェックシートによる自己点検の結果を踏まえ、より適切な取り扱いについて指導する。	(1) 「外部記録媒体の管理及び利用に関するマニュアル(案)」を作成した。	III		
(2) 本学のあらゆる場面におけるハラスメント防止について、関係する人々への啓発に努め、防止対策・相談窓口の充実を図る。	III	III	III	III		92	(2) ハラスメントに関する研修会を継続して開催するとともに、外部相談員の設置について検討する。	(2) ハラスメントに対する認識を深めるため、教職員及び学生に対し、外部講師による研修会を実施した。 ・第1回 平成26年4月22日(水) 参加者：80名(1年次生)  ・第2回 平成26年9月16日(火) 参加者：63名(教員40名、事務職員23名)  また、カウンセラー(臨床心理士)に学生・教職員向け外部相談員の依頼をして相談体制を整備していくこととした。	III		

(3) 研究費を含む経費の不正使用を防止する。	Ⅲ	Ⅲ	Ⅲ	—		93		中期計画達成済		
-------------------------	---	---	---	---	--	----	--	---------	--	--



3 環境の保護に関する目標を達成するための措置

中期 目標	環境保護や省エネルギー化を推進し、環境に配慮した法人運営を図る。
----------	----------------------------------

中期計画	過年度の検証結果					通し 番号	年度計画	法人による自己評価		評価委員会による検証	
	H22	H23	H24	H25	H26			計画の実施状況、判断理由等	評価	検証	判断理由等
(1) 環境に配慮した省エネルギー計画を作成し、積極的に進める。	III	III	II	—		94		中期計画達成済			
(2) 本学にふさわしい環境の保護に関する基本方針を策定する。	III	III	III	—		95		中期計画達成済			

○ その他業務運営に関する特記事項

1 倫理に関する目標を達成するための措置

(1) ハラスメント研修を実施

ハラスメントに対する認識を深めるため、外部講師による研修会を実施した。特に教職員向け研修では、講師による講義のほかにグループワークやアンケートを実施する等、啓発方法に工夫をした。

① 学生向け研修会

<実施時期> 平成26年4月22日(水) 14時40分～16時10分

<テーマ> 「大学生とハラスメント」(講師:名古屋大学ハラスメント相談センター相談員)

<参加者> 80名(1年次生対象)

② 教職員向け研修会

<実施時期> 平成26年9月16日(火) 13時00分～14時30分

<テーマ> 「大学とハラスメント～事例を通して考える～」(講師:同上)

<参加者> 63名(教員40名、事務職員23名)

第6 予算、収支計画及び資金計画

1 予算

中期計画		年度計画		実績	
(単位：百万円)		(単位：百万円)		(単位：百万円)	
区 分	金 額	区 分	金 額	区 分	金 額
収入		収入		収入	
運営費交付金	4,035	運営費交付金	729	運営費交付金	622
自己収入	1,373	自己収入	235	自己収入	239
授業料等収入	1,295	授業料等収入	219	授業料等収入	219
雑収入	78	雑収入	16	雑収入	19
計	5,408	寄付金収入	0	寄付金収入	0
		目的積立金取崩	26	目的積立金取崩	13
		計	990	計	875
支出		支出		支出	
業務費	4,814	業務費	888	業務費	756
教育研究経費	1,001	教育研究経費	233	教育研究経費	197
人件費	3,813	人件費	655	人件費	559
一般管理費	594	一般管理費	102	一般管理費	70
計	5,408	計	990	計	826

※金額は百万円未満を切り捨てて表示しているため、合計額と一致しないことがあります。

## 2 収支計画

中期計画		年度計画		実績	
(単位：百万円)		(単位：百万円)		(単位：百万円)	
区 分	金 額	区 分	金 額	区 分	金 額
費用の部	5,536	費用の部	956	費用の部	832
経常費用	5,509	経常費用	956	経常費用	832
業務費	4,455	業務費	827	業務費	738
教育研究経費	642	教育研究経費	176	教育研究経費	178
人件費	3,813	人件費	651	人件費	560
一般管理費	594	一般管理費	79	一般管理費	49
財務費用	8	財務費用	1	財務費用	1
雑損	0	雑損	0	雑損	0
減価償却費	452	減価償却費	49	減価償却費	43
臨時損失	27	臨時損失	0	臨時損失	0
収益の部	5,536	収益の部	912	収益の部	869
経常収益	5,509	経常収益	912	経常収益	869
運営費交付金収益	3,961	運営費交付金収益	679	運営費交付金収益	600
授業料等収益	1,295	授業料等収益	188	授業料等収益	208
財務収益	0	寄付金収益	0	寄付金収益	0
雑益	78	財務収益	0	財務収益	0
資産見返運営費交付金等戻入	7	雑益	15	雑益	20
資産見返物品受贈額戻入	168	資産見返運営費交付金等戻入	5	資産見返運営費交付金等戻入	0
臨時利益	27	資産見返寄付金戻入	1	資産見返寄付金戻入	0
		資産見返物品受贈額戻入	24	資産見返物品受贈額戻入	39
		臨時利益	0	臨時利益	0
純利益	0	純利益	△44	純利益	36
総利益	0	目的積立金取崩益	44	目的積立金取崩額	9
		総利益	0	総利益	45

※金額は百万円未満を切り捨てて表示しているの  
で、合計額と一致しないことがあります。

## 3 資金計画

中期計画		年度計画		実績	
(単位：百万円)		(単位：百万円)		(単位：百万円)	
区 分	金 額	区 分	金 額	区 分	金 額
資金支出	5,408	資金支出	974	資金支出	1,047
業務活動による支出	5,050	業務活動による支出	926	業務活動による支出	763
投資活動による支出	73	投資活動による支出	27	投資活動による支出	131
財務活動による支出	285	財務活動による支出	21	財務活動による支出	18
次期中期計画期間への繰越金	0	次期中期計画期間への繰越金	0	次期への繰越金	134
資金収入	5,408	資金収入	974	資金収入	1,047
業務活動による収入	5,408	業務活動による収入	974	業務活動による収入	857
運営費交付金による収入	4,035	運営費交付金による収入	691	運営費交付金による収入	617
授業料等による収入	1,295	授業料等による収入	218	授業料等による収入	217
その他の収入	78	寄付金収入	0	寄付金収入	0
投資活動による収入	0	その他の収入	16	その他の収入	21
財務活動による収入	0	目的積立金取崩収入	49	目的積立金取崩収入	0
		投資活動による収入	0	投資活動による収入	100
		財務活動による収入	0	財務活動による収入	0
				前期からの繰越金	90

※金額は百万円未満を切り捨てて表示しているため、合計額と一致しないことがあります。

第7 短期借入金の限度額

中期計画	年度計画	実績
1億円  【想定される理由】 運営費交付金の受入時期と資金需要との期間差及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることが想定される。	1億円  【想定される理由】 運営費交付金の受入時期と資金需要との期間差及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることが想定される。	該当なし

第8 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

中期計画	年度計画	実績
なし	なし	該当なし

第9 剰余金の使途

中期計画	年度計画	実績
決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善等に充てる。	決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善等に充てる。	平成22～24年度の剰余金を合わせた1億3千万円を目的積立金とし、このうち1千3百万円を取り崩して、教育研究の質の向上、組織運営、施設設備の改善に充てた。 使途の内容 実習室関係備品整備費、卒業者研究支援事業費、海外研修費、自習室改修

第10 県の規則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

中期計画	年度計画	実績
なし	なし	該当なし

2 人事に関する計画

中期計画	年度計画	実績
人事の適正化に関する目標を達成するための措置に記載のとおり	人事の適正化に関する目標を達成するための措置に記載のとおり	人事の適正化に関する目標を達成するための措置（通し番号6.3～6.6）に記載のとおり

3 中期目標の期間を超える債務負担

中期計画	年度計画	実績
なし	なし	該当なし

4 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

中期計画	年度計画	実績
なし	なし	該当なし

5 その他法人の業務運営に関し必要な事項

中期計画	年度計画	実績
なし	なし	該当なし